

第 98 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 4 年 11 月 7 日 (月) 13 : 15 ~ 17 : 00

場所 プラザおでって 3 階 大会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) (仮称)盛岡菜園プロジェクト 第 2 種事業の判定について (資料No. 1 ~ 4)

(2) (仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業 計画段階環境配慮書について (資料No. 5 ~ 7)

3 その他

4 閉会

【配付資料】

No. 1 : (仮称)盛岡菜園プロジェクトに係る届出の状況

No. 2 : 第 2 種事業の判定の基準

No. 3 : 第 2 種事業判定に係る意見 (盛岡市長)

No. 4 : 事業概要書に対する委員等からの事前質問・意見及び事業者回答

No. 5 : (仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

No. 6 : (仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見(大船渡市、陸前高田市、住田町)

No. 7 : (仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書に対する委員等からの事前質問・意見及び事業者回答

第 98 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|---------|---|----|
| 石川 奈緒 | 岩手大学理工学部 准教授 | ○ |
| 伊藤 歩 | 岩手大学理工学部 教授 | ○ |
| 伊藤 絹子 | 元 東北大学大学院農学研究科 准教授 | × |
| 大河原 正文 | 岩手大学理工学部 准教授 | ○ |
| 大嶋 江利子 | 一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授 | ○※ |
| 大西 尚樹 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長 | ○※ |
| 久保田 多余子 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長 | ○※ |
| 齊藤 貢 | 岩手大学理工学部 教授 | ○ |
| 櫻井 麗賀 | 岩手県立大学総合政策学部 講師 | × |
| 鈴木 まほろ | 岩手県立博物館 主任専門学芸員 | ○ |
| 永幡 幸司 | 福島大学共生システム理工学類 教授 | ○※ |
| 平井 勇介 | 岩手県立大学総合政策学部 准教授 | ○※ |
| 前田 琢 | 岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員 | ○ |
| 三宅 諭 | 岩手大学農学部 教授 | × |

(備考欄) 出席：○ (Web 会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|-------|-----------------|----|
| 高橋 雅雄 | 岩手県立博物館 専門学芸調査員 | × |
| 山崎 朗子 | 岩手大学農学部 助教 | ○ |

(備考欄) 出席：○ (Web 会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|-------|-------------------------------|----|
| 加藤 研史 | 環境保全課 総括課長 | |
| 阿部 茂 | 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 | |
| 菊池 理香 | 環境保全課 主任主査 | |
| 工藤 杏菜 | 環境保全課 主事 | |
| 荒谷 華子 | 環境保全課 主任 | |
| 白澤 彰 | 環境保全課 主任 | |
| 佐々木 剛 | 資源循環推進課 主査 | |
| 工藤 航希 | 自然保護課 主任 | |
| 乾 朋樹 | 県民くらしの安全課 主任 | 欠席 |
| 千葉 賀子 | 都市計画課 技師 | |
| 高杉 諭吏 | 建築住宅課 主任主査 | |
| 松本 聡 | 環境生活企画室 グリーン社会推進担当 主査(オブザーバー) | |
| 菊地 弘祐 | 環境生活企画室 グリーン社会推進担当 技師(オブザーバー) | |

【議事(1)事業者及びコンサル】

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|-------|-----------------------------|----|
| 村山 功 | 株式会社大京 東北支店 副支店長 | |
| 嶋本 雅彰 | 株式会社大京 東北支店 仕入推進課 課長 | |
| 中田 学 | 株式会社大京 建設管理部 商品企画室 担当課長 | |
| 相澤 一寿 | 株式会社タカラレーベン 東北支店 開発部開発2課 主任 | |
| 佐藤 稜 | 株式会社タカラレーベン 東北支店 建築部商品企画課 | |
| 新妻 重貴 | 株式会社 創建設計 代表取締役 所長 | |
| 江澤 友則 | エヌエス環境株式会社 盛岡支店技術部技術二課 課長 | |

【議事(2)事業者及びコンサル】

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|--------|--------------------|----|
| 小島 隆司 | 東急不動産株式会社 グループリーダー | |
| 住川 浩章 | 東急不動産株式会社 課長 | |
| 小波津 貴司 | 東急不動産株式会社 | |
| 龍崎 優蔭 | 東急不動産株式会社 | |
| 田中 健人 | 一般財団法人日本気象協会 副課長 | |
| 小畑 結 | 一般財団法人日本気象協会 | |
| 福井 聡 | 一般財団法人日本気象協会 | |
| 芳賀 喜祥 | 一般財団法人日本気象協会 | |

(仮称)盛岡菜園プロジェクトに係る届出等の状況

| | | |
|--------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 事業の名称 | (仮称)盛岡菜園プロジェクト | |
| 適用区分 | 条例第2種 | |
| 事業の種類 | 建築基準法第2条第2号に規定する建築物の新築の事業 | |
| 事業の規模 | 建築物の高さ | 59.60m |
| | 建築物延べ面積 | 6,837.98 m ² |
| 事業の実施区域 | 盛岡市菜園二丁目 23-45、23-46、23-47 | |
| 第2種事業の概要の届出者 (事業者の名称) | 株式会社大京・株式会社タカラレーベン | |
| 配慮書 | 提出 | 令和4年 10月3日付け |
| | 現地調査 | 令和4年 10月20日 |
| | 技術審査会の審査 | 令和4年 11月7日 |
| | 第2種事業の判定の期限 | 令和4年 12月2日 ※届出の日から60日以内 |

(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

(知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

規則第5条第3号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

規則第5条第4号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染(第2種事業の実施に関連する物質に限る。)、水質汚濁(第2種事業の実施に関連する物質に限る。))又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

規則第5条第5号 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さ又は新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上

(仮称)盛岡菜園プロジェクト第2種事業の判定に対する盛岡市長意見

岩手県環境影響評価条例施行規則第5条各号に照らして検討した結果、「(仮称)盛岡菜園プロジェクト」について、次の理由により環境影響評価その他の手続きの必要はないものと判断します。

(1) 施行規則第5条第1号について

当該事業は、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる要因は認められない。

(2) 施行規則第5条第2号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周辺に環境影響を受けやすい地域又は対象とは認められない。

(3) 施行規則第5条第3号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周囲は、環境の保全を目的として法令等による指定地域又は対象には該当しない。

(4) 施行規則第5条第4号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周囲は、環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域とは認められない。

(5) 施行規則第5条第5号について

当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業が総体として第1種事業に相当する規模になるとは認められない。

<付記事項>

当該地域は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1号の規定に基づき定められた盛岡市景観計画において、「景観形成区域の市街地景観地域」及び「景観形成重点地域の街路景観地域（市街地の景観街路）」になるため、景観法第16条第1項の規定による届出が必要となることから、適切に措置を講じること。

(仮称) 盛岡菜園プロジェクト第2種事業概要書に対する委員等事前質問・意見

資料No.4

| No. | 区分 | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|------|-----------------|---------------|---|--|
| 1 | 事業規模 | 齊藤 委員 | 1-1 | 予定建築物の高さが59.60mとあるが、着工すればこの高さは周辺エリアでは最も高い建築物となるのか教えていただきたい。併せて、現状において周辺エリアで最も高い高層建築物がどの程度の高さかを教えていただきたい。 | 周辺エリアについて、菜園2丁目エリアでは最も高い建築物となります。現状においては、菜園2丁目エリアでは事業実施区域東側にある宿泊施設（高さ51m）が最も高い建築物と理解しております。盛岡駅周辺エリアを含めた場合、予定建築物よりも高い建築物としてマリオス（高さ92m）や盛岡駅南東側に位置する共同住宅（高さ79.95m）があります。 |
| 2 | 騒音 | 伊藤 (歩) 委員 | 2-19 3-9 | 事業実施区域の北側には住居が存在している。北側と西側には高さが1.8 mの防音シートが設置されるとのことだが、これは施工時における騒音対策になるのか。その場合、1.8 mで十分な対策になるのか教えていただきたい。 | 防音シートは施工時の騒音対策となります。予測の結果、特定建設作業の規制基準を下回る見込みです。 |
| 3 | 騒音 | 伊藤 (歩) 委員 | 5-4 | 図5.2.1に示されている走行ルートは西側（開運橋方面）になっており、一方、道路交通騒音の測定地点と予測地点は東側（盛岡城跡公園方面）に配置されている。双方の位置が異なっているが、影響を予測するうえで問題無いか。 | 事業実施区域の前面道路である市道岩手公園開運橋線において、事業実施区域前から盛岡駅方向にかけて電線地中化工事が実施中であったため、道路交通騒音の測定地点を記載の箇所を設定しました。 また、事業実施区域付近の道路構造、規制速度等は同じことから道路交通騒音の影響は概ね一定とみなせ、同区間内においては騒音の予測結果に差はないものと考えております。 |
| 4 | 騒音 | 伊藤 (歩) 委員 | 5-8 | 工事車両の走行ルートは開運橋方面になるが、表5.2.3の工事時交通量（東行き）には大型車が西行きと同じよう加算されており、矛盾しているように思われる。どのように考えればよいか。 | 盛岡城跡公園から開運橋にかけて道路構造、規制速度等が同じことから、この区間内における代表断面として予測地点を設定しました。このため、実際には工事車両は事業実施区域から西側への走行となりますが、代表断面において工事車両を加算することで予測しました。 |
| 5 | 騒音 | 永幡 委員 | 5-11～ 5-20 | 予測地点について、「仮囲いをすることから仮囲いの外側0.1mの位置とした」と記述されている。音の回折の特性を考えると、その位置だと「音の影」になり、遮音壁の性能がよほど酷いものでなければ、建設工事騒音の最大値にならない恐れがあると思われる。仮囲いなしの場合に、敷地境界で測定すればその地点が最大値となるため、そこで規制値を超えていなければ敷地外の他の地点で規制値を超えることはないと考えられる。しかし、今回のケースでは、予測地点において最大値をとることが保証されないため、「規制値を超えない」と結論付けられないのではないかと。（計算の上、仮囲いから10cmのところが高さ最大値となることを確認できればこのままでよい。） | 特定建設作業の規制基準においては、敷地境界線での評価とされていません。仮囲いは敷地境界に設置するため、仮囲い背面側に予測地点を設定しました。 工事実施にあたっては、周囲の方々に説明し、著しく騒音の影響が生じる場合は個別に対策を行います。 |

| No. | 区分 | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|-------------------|---------|-----------|---|--|
| 6 | 騒音 | 永幡委員 | 5-11～5-20 | 「規制基準」という観点からはLA5での評価が求められるが、周辺住民の生活環境の保全という観点からは、それだけでなく、等価騒音レベルでの評価も重要と考える。ASJ-CN-Model 2007を用いて計算しているようなので、等価騒音レベルの評価も可能なはずである。それぞれの工事の時期に周辺ではどの程度の等価騒音レベルとなるのか、評価をすることが求められる。等価騒音レベルを求めるに当たっては、建設工事騒音に加え、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の複合影響を検討すべきである。 | 「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環告第64号 改正平成24年3月30日環告第54号）」第三では、建設作業騒音には環境基準を適用しないこととされています。 等価騒音レベルについては工事の時期について予測を行っており、予測の結果、道路敷地境界において環境基準以下の値になると予測されます。工事騒音においても、規制基準を下回ると予測されますが、工事实施にあたっては、周囲の方々に説明し、著しく騒音影響が生じる場合は個別に対策を講じます。 |
| 7 | 騒音 | 永幡委員 | 5-11～5-20 | 4-1頁の記載によれば、事業実施区域の南側に高さ50m程度の共同住宅があるとのことなので、事業に係る騒音について、高さ方向の影響を検討する必要があると考えられる。 | 別添資料3のとおり、工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う等価騒音レベルについて、市道岩手公園開運橋線における西行き車道側の道路敷地境界側の予測結果はC類型の環境基準以下になると予測されます。工事騒音においても、予測地点において規制基準を下回っていますが、工事实施にあたっては、周囲の方々に説明し、著しく騒音影響が生じる場合は個別に対策を講じます。 |
| 8 | 騒音 (現地調査質問) | 永幡委員 | 4-4 | 住民が駐車場を使うことによる騒音も事業に含まれると考えられる。タワーパーキングの稼働による騒音や出入庫までの走行による騒音も考慮するべきである。 | 別添資料4に示すとおり、タワーパーキングの稼働時における等価騒音レベルは、1.785m離れた位置で47dBとなっています。また、供用時の入出庫による等価騒音レベルは44dBと推計されます。事業実施区域は商業地域であり、騒音環境基準におけるC類型の車線を有する道路に面する地域における環境基準（昼間65dB以下、夜間60dB以下）と比較するとそれぞれ10dB以上低い値となっており、環境への影響は大きいものではないと考えられます。 また、供用時の出入庫による等価騒音レベルは、供用時の道路交通騒音予測結果との合成後も64dBと予測され、影響は大きいものではないと考えられます。 |
| 9 | 騒音・振動 (現地調査質問) | 永幡委員 | 2-22 | ③騒音・振動防止対策1行目に「建設機械は、原則として低騒音・低振動型のものを選定し・・・」とあるが、低振動型の機種は極めて少ないと理解している。低振動型の機種のあてはあるか。ないのであれば確実にできる方法を記載していただきたい。 | 「原則として低騒音・低振動型のものを選定し、」の表現を「建設機械は、低騒音型を選定するとともに、低振動型の採用に努め、」の表現に訂正いたします。 |
| 10 | 騒音・振動 (現地調査質問) | 永幡委員 | 2-22 | ③騒音・振動防止対策1行目に「敷地境界付近の作業は、低騒音・低振動工法の採用に努め・・・」とあるが、敷地境界付近以外では低騒音・低振動工法の採用に努めないということか。 | 「作業は、低騒音・低振動工法の採用に努め・・・」の表現に訂正いたします。 |
| 11 | 水質 | 伊藤(歩)委員 | 2-22 | 「工事排水及び車両洗車污水等は、・・・場外に排水する。」とあるが、これは道路側溝を介して下水道（雨水管）に排水するという意味か。 事業実施区域は合流式かと推察される。量が少ないと処理場の方へ流れるため、上下水道局と協議など適切に進めていただきたい。 | 現時点では施工者が未決定ですが、一般的には下水道局と協議し、公共下水道へ流す方法となるため、本事業においても同様になると考えています。 下水道局と協議し、適切に排水処理を進めるようにいたします。 |

| No. | 区分 | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|--------------------|-----------------|------------|--|--|
| 12 | 水質 | 伊藤 (歩) 委員 | 5-30 | 「計画施設は地下水位程度まで地下構造がある計画となっている。」と記載されているが、基礎は最大でどの程度の深さに達する計画か。その地下水への影響は無いと予測されているのか。 | 基本設計段階で、本体建物基礎底のレベルについて東側道路より約6.0m程度を想定しております。ボーリング調査報告書ではGL-3.5m程度で確認出来ておりますが、基本的には地下水への影響は極力ないように計画します。 |
| 13 | 日照 | 伊藤 (絹) 委員 | 3-8 3-9 | 事業実施区域は商業地域であり日影規制は適用されないが、北側域に住居が存在している。今回の計画は以前の建物よりも高層になるので、日照時間の減少が大きくなると予想される。影響は小さいと判断されているが、現実問題としてどのくらいの変化（日照時間の減少率）が想定されるのか。概算で構わないので、試算結果があれば教えていただきたい。 | 現況（宿泊施設設置時）と計画建物共用時の冬至における等時間日陰図を比較した結果（別添資料1）から、2時間までの影の影響は現況よりも広い範囲に影響が及びますが事業実施区域周辺は日影規制のない商業地域であることから、人の住む環境として許容の範囲内であると考えております。 2時間以上の日影が生じる範囲では、計画建物北側の住居が該当しますが、4時間以上の範囲については現況から範囲に差がなく、計画建物による影響は小さいと考えています。 |
| 14 | 日照 | 伊藤 (歩) 委員 | 3-8 | 日照への影響について「・・・計画建物による影響は小さいと考えられる。」とあるが、近接する住居の住民への事前説明の状況について説明していただきたい。 また、過去の建物と今回の建物の場合において、住居が日影になる範囲や時間帯を比較できるような図や数値による情報を提供していただきたい。 | 近隣説明については、まだ行っておりません。今後事業計画に沿って建築計画のお知らせ看板設置後に事前説明を行う予定です。また、日影図については別添資料1を提出いたします。 |
| 15 | 日照 (現地調査 質問) | 伊藤 (歩) 委員 | 4-1 | 日照への影響について、影響は小さいとしているが、現況建物より高層になるため影響が大きくなると考えられる。南側と北側の住民の方とのコミュニケーションの状況についてご教示いただきたい。また、建物と建物の間の距離がどのくらいになるのか、ベランダや窓の部分で影響を及ぼすのか、これに対する配慮はどのように考えているのか、お示しいただきたい。 | 住民とのコミュニケーションは今後図っていく予定としております。日照への影響について、現況と計画建物共用時の比較図、建物間の概略寸法を別添資料1として提出いたします。 現況（宿泊施設設置時）と計画建物共用時の冬至における等時間日陰図を比較した結果（別添資料1）から、2時間までの影の影響は現況よりも広い範囲に影響が及びますが、事業実施区域周辺は日影規制のない商業地域であることから、人の住む環境として許容の範囲内であると考えております。 2時間以上の日影が生じる範囲では、計画建物北側の住居が該当しますが、4時間以上の範囲については現況から範囲に差がなく、計画建物による影響は小さいと考えています。 建物と建物の間のベランダや窓が見合う場合の対策は、今後いわゆる前建図を作成して検討していく予定です。 |
| 16 | 景観 | 伊藤 (絹) 委員 | 3-29 | 計画区域の東側には、環境を配慮して植栽を施す計画があるとのことだが、樹種についてはどのような基準（樹木の特性、管理上の問題など）で選ぶ予定なのか、現段階の案を教えてください。 | 生物多様性調査・検討を行い、その報告書を基に樹木選定等を行います。また、植栽工事専門業者を交え、植栽計画及び設備検討を行い樹木の特性、管理上の問題等を検討します。 |
| 17 | 景観 (現地調査 質問) | 前田 委員 | 2-9 | 建物周辺での緑化は良いことだと思うが、街中で大きな木を植えると野鳥が集団でねぐら入りすることによる騒音やふん害による苦情発生が予想される。ねぐら入り時の騒音は一時的なものであるが、ふん害については人が歩かないようなところに植栽すると低減できると考えられる。 | 植栽計画の検討にあたっては、ご指摘の内容も踏まえ検討してまいります。 |

| No. | 区分 | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|---------------------|---------|--------------|---|---|
| 18 | 景観 | 三宅委員 | - | 対象地は盛岡市景観計画の眺望保全領域から外れているが、明治橋から岩手山への眺望保全の検討が進められているので、盛岡市と協議するようにしてください。 また、盛岡城跡公園の石垣を重要な資源としており、石垣を前面に出した盛岡城跡公園の利活用が検討されていると聞いている。中津川側、芝生広場、多目的広場などから石垣の背景にマンションが見えないか検討してください。その上で、盛岡市との協議も行ってください。 | 盛岡市と協議を実施いたします。なお、盛岡城跡公園からは二の丸から岩手山眺望方向において計画建物が見えますが、周辺及び公園付近の建物と同程度の高さになります。 検討結果について、別添資料2に中津川側からの景観（下の橋、川原橋）、盛岡城跡公園から岩手山方向、市道岩手公園開運橋線における景観、明治橋から岩手山眺望における景観パース図を提出いたします。中津川からの眺望は川原橋からの眺望において周囲建物から上方部分が少し出て見えますが周囲に同程度の高さの建物が複数あり、影響は小さいと考えています。盛岡城跡公園からの眺望は手前側の建物と同程度の高さに見えるため影響は小さいと考えています。このため、芝生公園や、多目的広場などから石垣の背景にマンションは見えないと考えております。 |
| 19 | 景観 | 齊藤委員 | 3-32 | 図3.2.8の盛岡市景観形成重点地域図において、事業対象区域は眺望景観保全地域のわずかに外れた位置に見受けられる。予定建築物の一部でもこの保全地域にかかることは全くないのか教えていただきたい。 | 事業実施区域全体が眺望景観保全地域（盛岡城跡公園から岩手山眺望領域）から外れた位置にあり、予定建築物は全て眺望景観保全地域から外れた位置になります。 |
| 20 | 景観 (現地調査 質問) | 永幡委員 | 3-29 | ②街路景観について「景観に対する影響は小さいと考えられる。」とあるが、影響は小さくないと考えられる。 | 「影響は実行可能な範囲で低減が図られていると考えられる。」の表現に訂正いたします。 |
| 21 | 廃棄物 | 伊藤(歩)委員 | 2-14 | ごみ収集車の経路として南側道路の車出入口が記載されているが、2-9頁の1階平面図のどのあたりに駐車するのか。また、その駐車によって他の車や歩行者などの通行の妨げにはならないように配慮されているのか。 | 盛岡市 資源循環推進課との協議により、南側道路に停車し、収集して頂くことで協議しております |
| 22 | 廃棄物 (現地調査 質問) | 石川委員 | 2-14 | 廃棄物処理は、南側道路の車出入り口より搬出・搬入を行うのか。 | 事業実施区域前面道路から搬出入を行う計画のため、2-14頁「⑤廃棄物処理計画」にある「いずれも、収集車の経路は、南側道路の車出入口より搬出・搬入を行う計画とする。」の表現を「道路側からの搬出・搬入を行う計画とする。」の表現に訂正いたします。 |
| 23 | その他 | 伊藤(歩)委員 | 2-21 | 事業実施区域の出入方向だけでなく、もっと広めのルートも示していただきたい。盛岡城跡公園側へのルートは無いということでしょうか。また、大型車両の走行は通学・通勤の安全に配慮し、適切な時間帯やルートなどを検討いただきたい。 | 現時点では施工者が未決定のため、大型車両の走行ルートについては今後検討する予定です。走行ルートの検討にあたっては、事業実施区域全面の市道開運橋明治橋1号線から不來方橋に向かうルートなど道路幅の大きいルートを通る計画となるよう配慮するとともに、時間帯についても通学・通勤の安全に配慮した計画となるよう検討いたします。 |
| 24 | その他 | 伊藤(歩)委員 | 3-25 3-30 | 事業実施区域を含む地区やその周辺は赤色や茶色になっているが、凡例が無い。これらの色は何を示しているのか。 | 図3.2.2、図3.2.6において下図として引用した1/20万地勢図における記号で、都市を表わす記号になります。 |

| No. | 区分 | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|-----|-----------------|------|---------------------------------------|---|
| 25 | その他 | 伊藤 (歩) 委員 | 3-52 | 「3-3-4 地盤の地域が発生している地域の状況」という見出しは正しいか。 | 「3-3-4 地盤沈下が発生している地域の状況」の誤りでしたので、訂正いたします。 |

(事務局補足情報)

| No. | 関係課 | 補足情報 |
|-----|-------|---|
| 1 | 建築住宅課 | 日照への影響について、従前に6階建ての施設が建っていたため影響は小さいとしているが、本計画は20階建てと約3倍の高さがあり、日影やビル風の累積的影響も見込まれる。 |
| 2 | 建築住宅課 | 近傍に重要無線通信電波伝搬路があるので確認が必要なこと。 |

別添資料 1

計面前の状況 (6階建て宿泊施設)



図1 等時間日影図 (現況：宿泊施設時 冬至 地上4.0m)



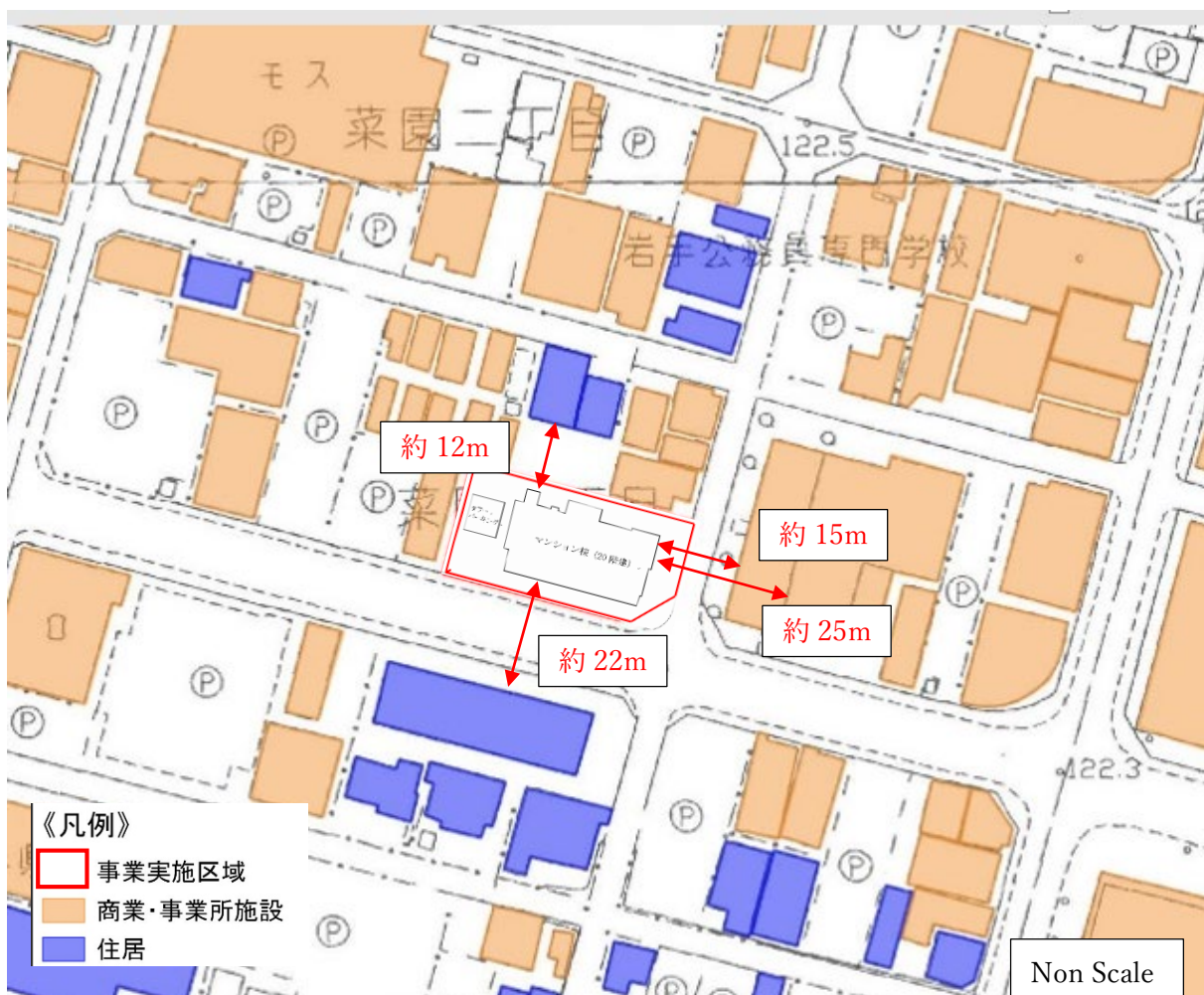
図2 等時間日影図 (計画建物共用時 冬至 地上4.0m)

《参考》計画前の状況



出典：Google Map（撮影日 2021 年 5 月）

建物間の寸法概略





現況写真



パース写真

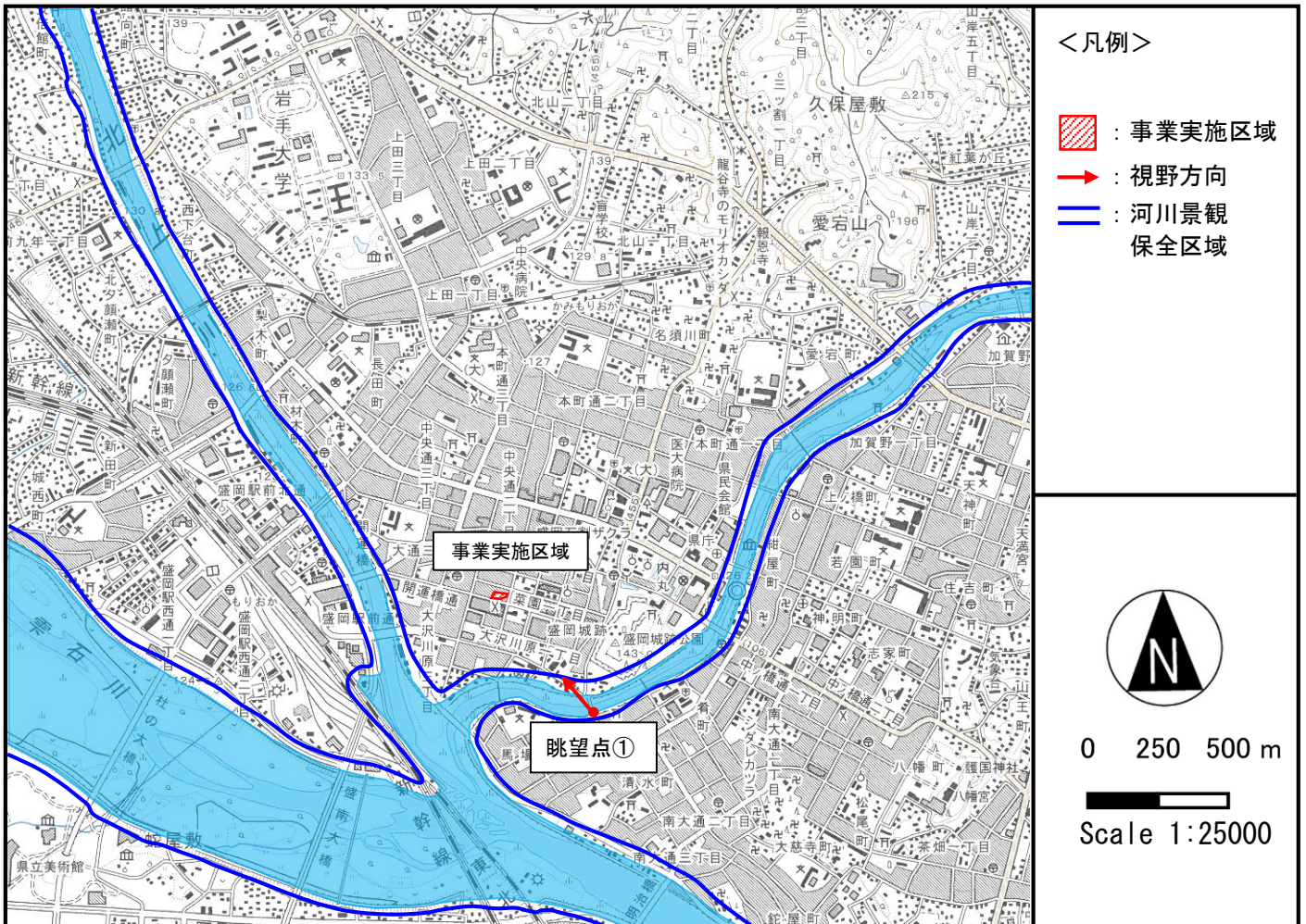


図1 景観パース（眺望点① 下の橋（中津川））



現況写真



パース写真

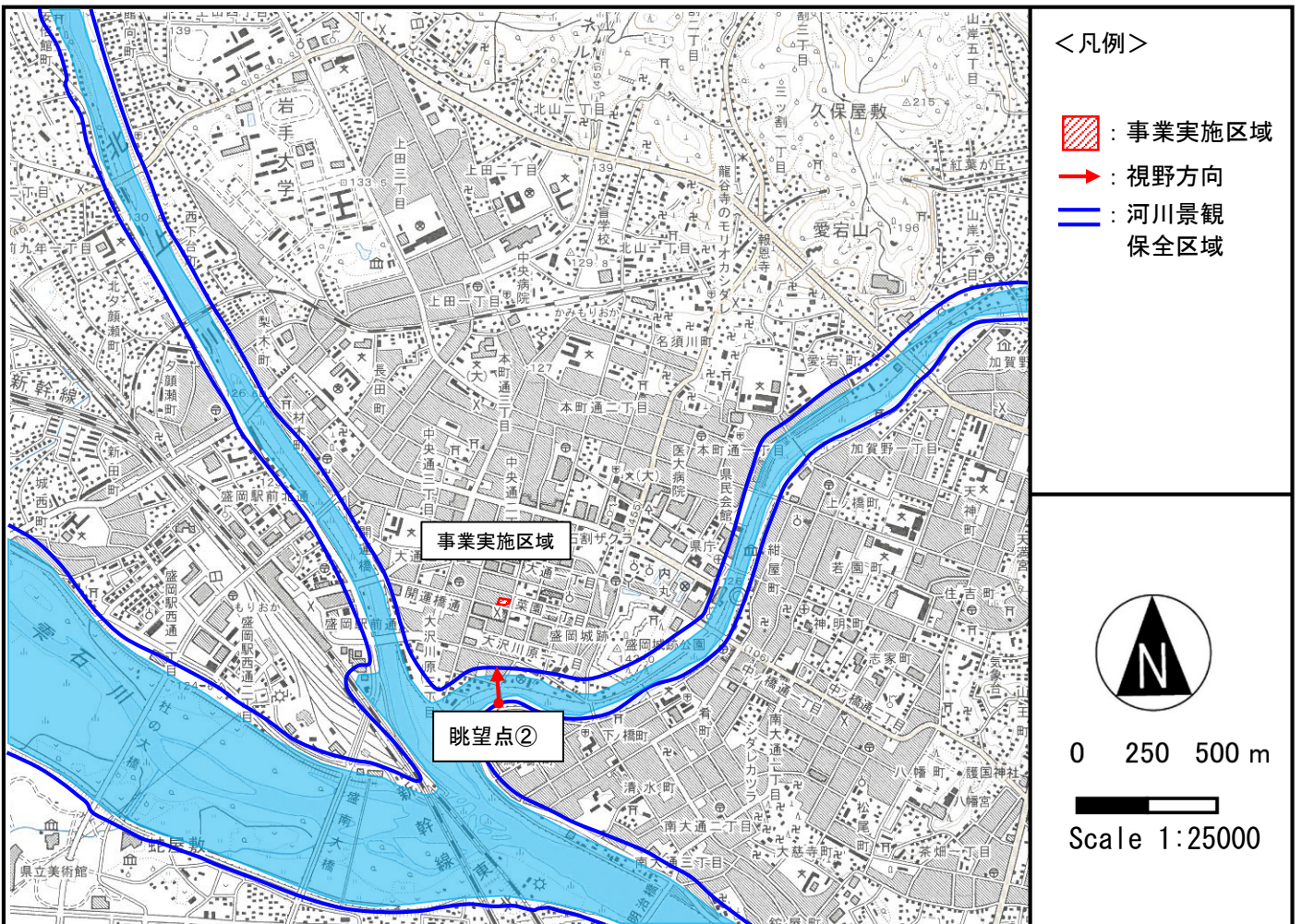


図2 景観パース（眺望点② 川原橋（中津川））



現況写真



パース写真

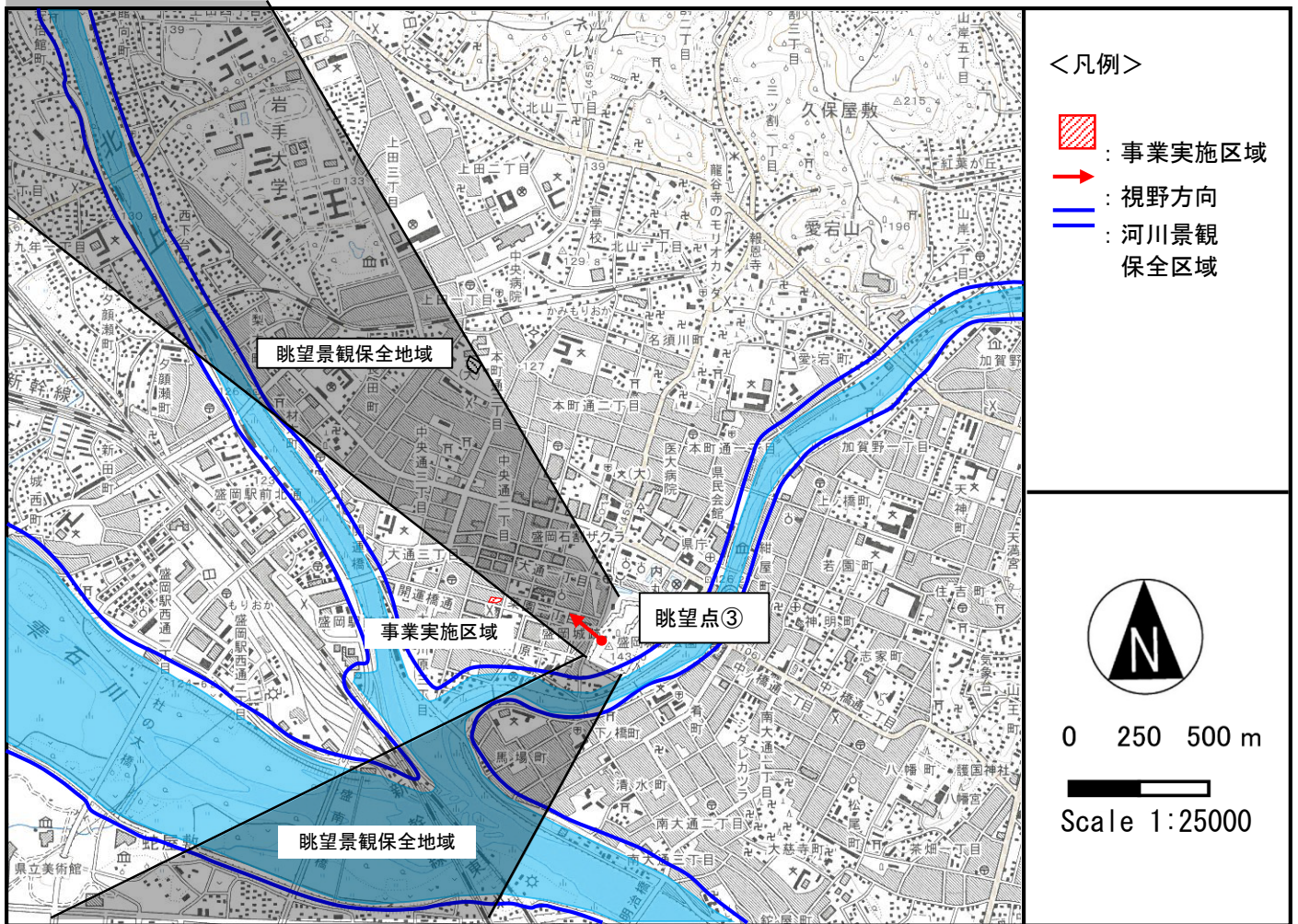


図3 景観パース（眺望点③盛岡城跡公園）



現況写真



パース写真

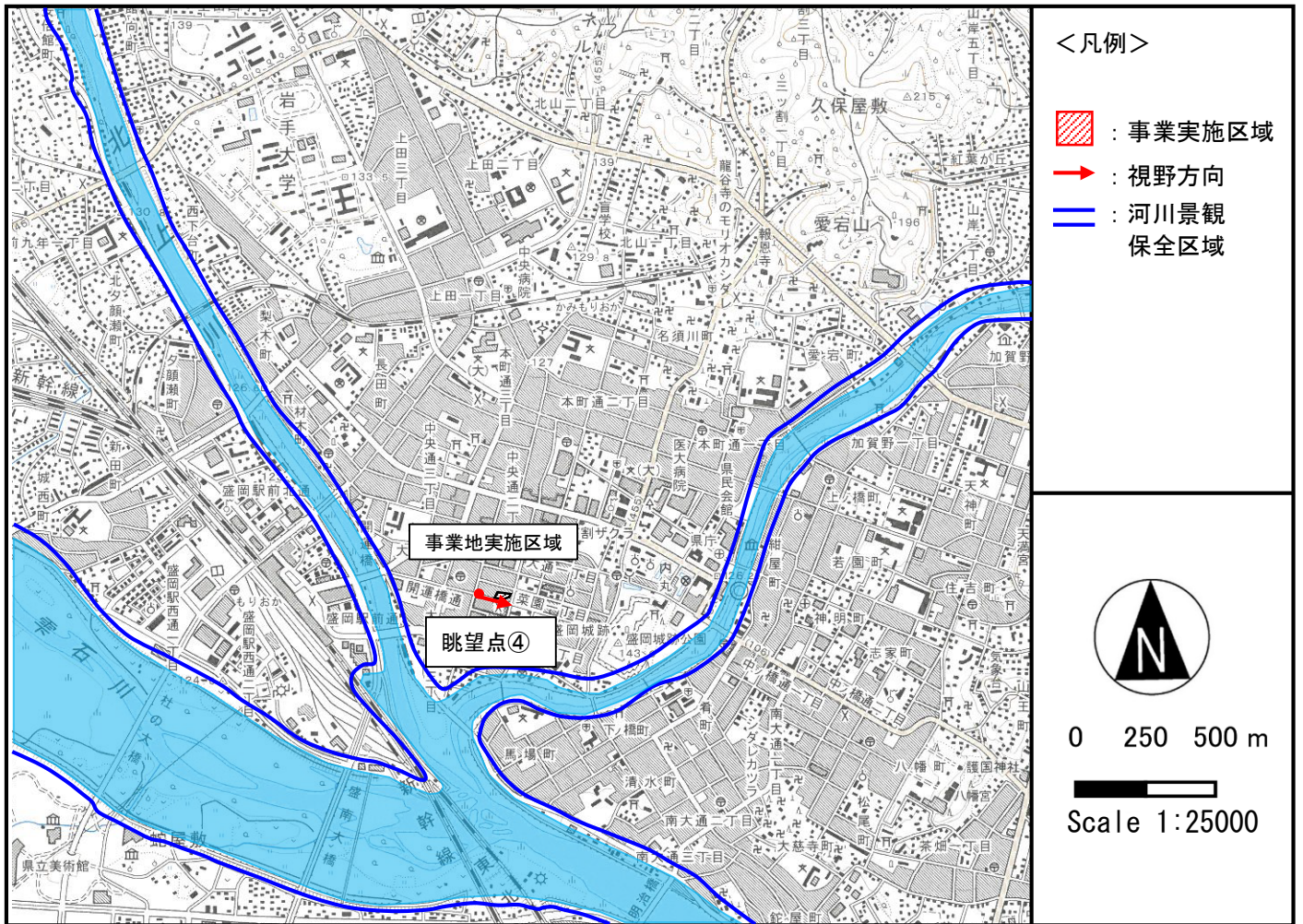


図4 景観パース（眺望点④菜園通りから盛岡城跡公園方向）



現況写真



パース写真

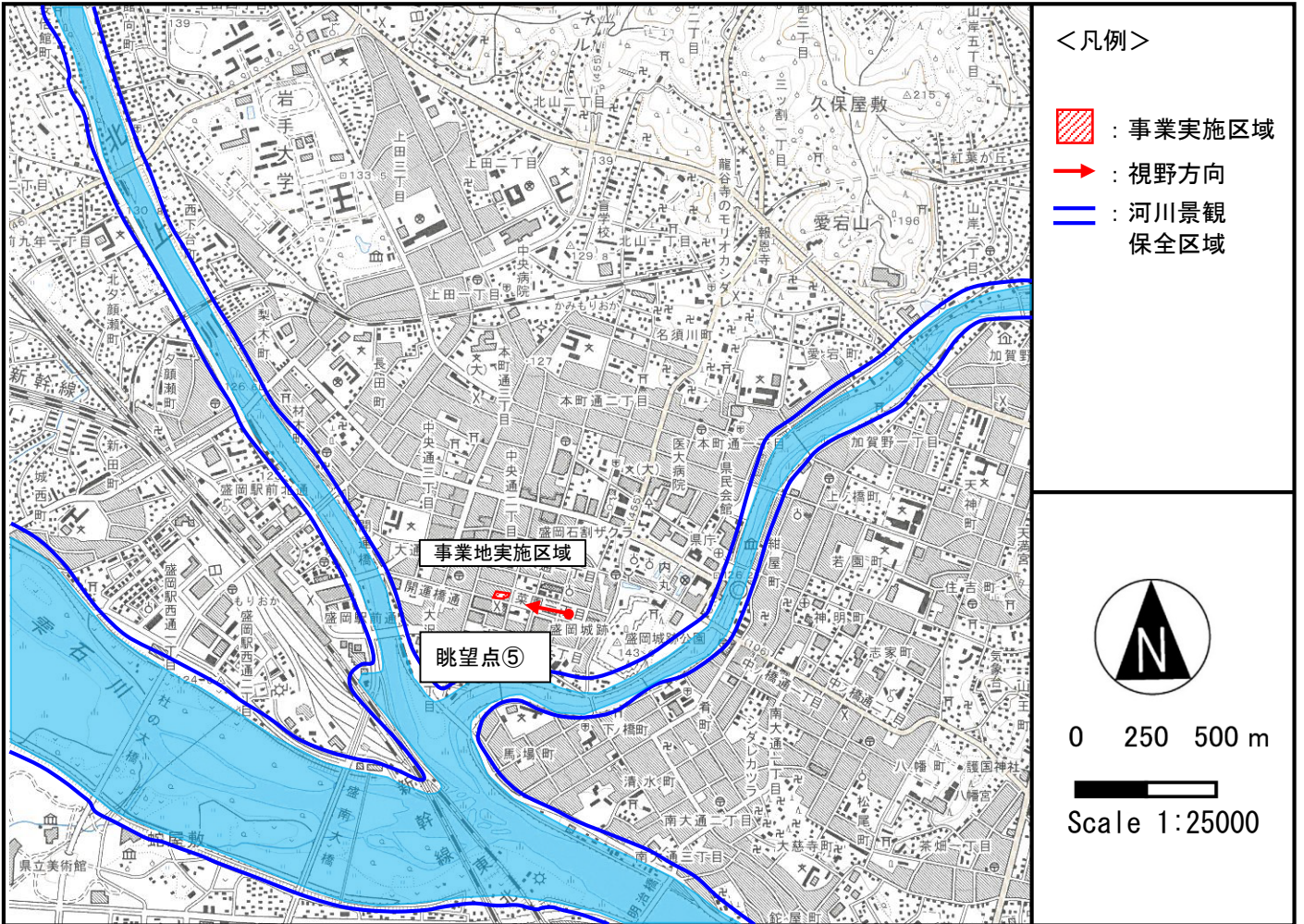


図5 景観パース（眺望点⑤菜園通りから盛岡駅方向）



現況写真



パース写真

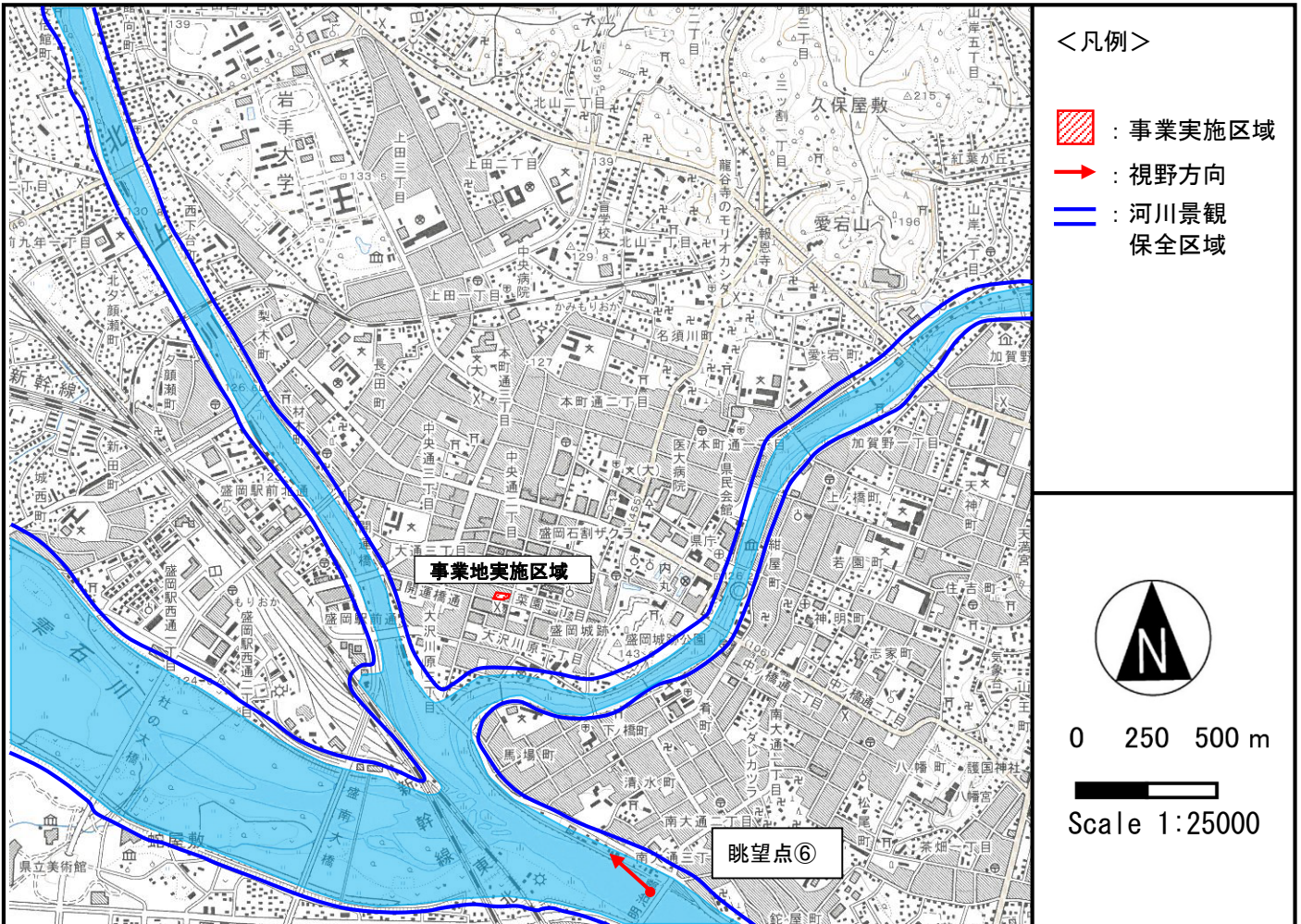


図6 景観パース（眺望点⑥明治橋から岩手山方向）

(1) 工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う等価騒音レベルについて

工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う等価騒音レベルについて、市道岩手公園開運橋線における西行き車道側の道路敷地境界側の予測結果は以下のとおりとなります。結果は、C 類型における環境基準 65dB 以下の値となります。

表 工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う等価騒音レベル

| | | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 高さ (m) | 1.2 | 4.2 | 7.2 | 10.2 | 15.0 | 20.0 |
| 騒音レベル (dB) | 63.7 | 62.8 | 61.7 | 60.8 | 59.5 | 58.5 |

備考) 予測式、予測条件については概要書 5-5 頁以降に記載内容と同じ条件としています。

(1) タワーパーキングの稼働による等価騒音レベルについて

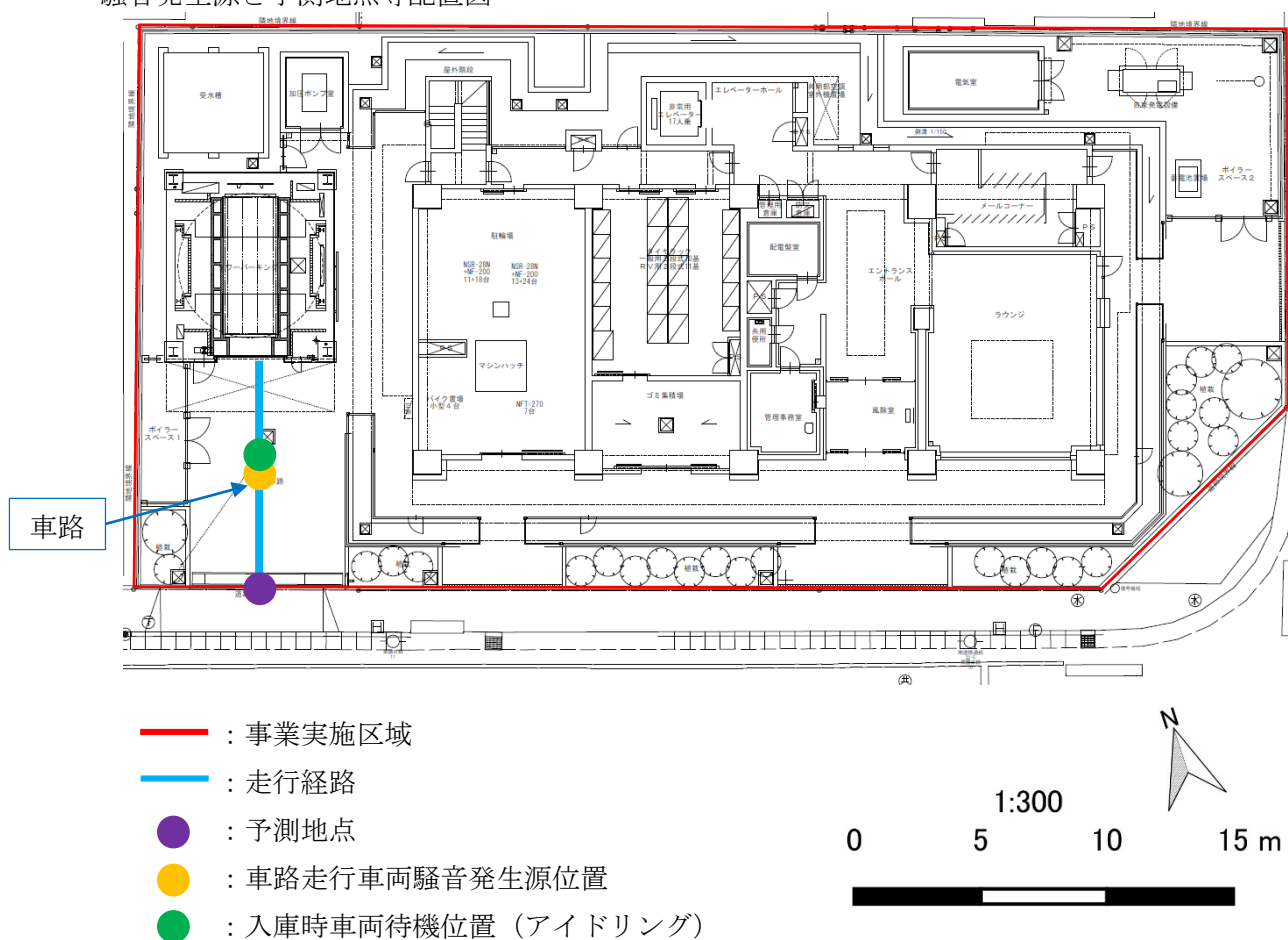
タワーパーキングメーカーによる某箇所における騒音予測結果によれば、タワーパーキング後面 1.785m 離れた位置で乗入面高さにおいて等価騒音レベルで 47.4dB となっています。事業実施区域は商業地域であり、騒音環境基準におけるC類型の車線を有する道路に面する地域における環境基準（昼間 65dB 以下、夜間 60dB 以下）よりも 10dB 以上低い値となっており、環境への影響は大きいものではないと考えられます。

(2) 供用時の出入庫時の等価騒音レベルについて

供用時の出入庫時の車路の走行及び待機時アイドリングによる等価騒音レベルは、昼間の時間帯（6時～22時）に42台の車両が入出庫を1回した場合、道路敷地境界においてそれぞれ31dB、43dBになると推計されます。供用時の道路交通騒音との合成した騒音レベルも64dBとなり、昼間の時間帯における環境基準以下になると予測され、出入庫時の騒音の影響は大きいものではないと考えられます。

【出入庫時の等価騒音レベル算出】

騒音発生源と予測地点等配置図



(1) 車路の走行による等価騒音レベル

予測条件

- ・車路の距離（区間 i 距離）：9m
- ・予測地点までの距離（ r_i ）：4.5m
- ・通過車両台数：84 台（入出庫計）
- ・車路における走行速度：10km/h（出庫までの時間 3 秒）
- ・走行する車種：小型車類（乗用車）
- ・入庫する時間帯：昼間（6：00～22：00）

予測式

予測は、日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”」（日本音響学会誌 75 巻 4 号）に示された手法を用いて行った。

ア ユニットパターン計算

道路上を1台の自動車が走行したときに求められるA特性音圧レベル $L_{A,i}$ は、次式を用いて算出した。なお、回折効果、地表面効果及び空気の音響吸収の影響による騒音の減衰は考慮しないこととした。

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \log r_i + \Delta L_{dif} + \Delta L_{grnd} + \Delta L_{air}$$

$L_{A,i}$: A特性音圧レベル (dB)

L_{WA} : 自動車走行騒音のA特性パワーレベル (dB)

小型車類 $45.8 + 30 \log V$ V : 走行速度 (km/時)

r_i : 音源 i と予測地点の距離 (m)

ΔL_{dif} : 回折効果による補正量 (dB)

ΔL_{grnd} : 地表面効果による補正量 (dB)

ΔL_{air} : 空気の音響吸収の影響による補正量 (dB)

イ 騒音暴露レベル計算

ユニットパターンの時間積分値である騒音暴露レベル $L_{AE,T,i}$ は、次式を用いて算出した。

$$L_{AE,T,i} = L_{A,i} + 10 \log_{10} \frac{T_i}{T_0}$$

$L_{AE,T,i}$: 騒音暴露レベル (dB)

$L_{A,i}$: 区間 i による A 特性音圧レベル (dB)

T_i : 音源が区間 i に存在する時間 (3 秒)

T_0 : 基準時間 (1 秒)

ウ 等価騒音レベル

昼間時間帯の等価騒音レベル L_{Aeq} は、次式を用いて算出した。

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \frac{\sum_j N_{T,j} 10^{\frac{L_{AE,j}}{10}}}{T}$$

$L_{Aeq,T}$: 等価騒音レベル (dB)

$L_{AE,j}$: 車種jの単発騒音暴露レベル (dB)

$N_{T,j}$: 時間T (57,600秒)における車種jの交通量 (台)

(2) 車路における入庫待機時のアイドリングによる等価騒音レベル

予測条件

- ・騒音源から予測地点までの距離 (r_i) : 5m
- ・入庫車両台数 : 42 台
- ・継続時間 : 160 秒 (メーカーによる最大入庫時間参考値)
- ・走行する車種 : 小型車類 (乗用車)
- ・入庫する時間帯 : 昼間 (6 : 00 ~ 22 : 00)

予測式

予測は、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き (第2版) 平成20年10月 経済産業省 商務情報政策局流通政策課」に示された変動騒音 (荷さばき作業のための車両のアイドリング) の予測手法を参考に行った。

ア 予測地点における騒音のエネルギー的な時間平均値

予測地点における騒音レベルは、次式を用いて算出した。なお、回折効果の影響による騒音の減衰は考慮しないこととした。

$$\overline{L_{pA,i}} = L_{WA,i} - 8 - 20 \log r_i + \Delta L_{d,i}$$

$\overline{L_{pA,i}}$: i 番目の騒音源による予測地点における騒音のエネルギー的な時間平均値 (dB)

$L_{WA,i}$: i 番目の騒音源のA特性音響パワーレベル (dB)
乗用車 74.5dB

r_i : 音源 i と予測地点の距離 (m)

$\Delta L_{d,i}$: 回折効果による補正量 (dB)

イ 変動騒音の等価騒音レベル

昼間時間帯の等価騒音レベル L_{Aeq} は、次式を用いて算出した。

$$L_{Aeq,T,B} = 10 \log_{10} \frac{1}{T} \left(\sum_i T_i 10^{\frac{\overline{L_{pA,i}}}{10}} \right)$$

$L_{Aeq,T,B}$: 等価騒音レベル (dB)

T : 対象とする時間区分の時間 (s) 昼間57,600 (s)

T_i : 対象とする時間区分における i 番目の変動騒音の継続時間 (s)

$\overline{L_{pA,i}}$: i 番目の変動騒音源による予測地点における騒音のエネルギー的な時間平均値 (dB)

(3) 予測結果

予測結果は、以下のとおりである。

単位：dB

| 地点 | 昼間（6:00～22:00） | | | | |
|----------------|----------------|-------|---------------|---------------|------|
| | 供用時 | 車路の走行 | 待機時 アイドリング | 予測結果 （供用時） | 環境基準 |
| 道路敷地境界 （東行） | 64.1 | 31.1 | 43.1 | 64.1 | 65 |

備考) 予測結果は、供用時における車路の走行、待機時アイドリングによる等価騒音レベルの合成結果を示す。

(仮称) 盛岡菜園プロジェクト第2種事業概要書に対する委員等事前質問・意見

資料No4補足

| No. | 区分 | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|--------|----|------|-----------|---|--|
| No.5補足 | 騒音 | 永幡委員 | 5-11～5-20 | <p>事業者回答では「特定建設作業の規制基準においては、敷地境界線での評価とされています。仮囲いは敷地境界に設置するため、仮囲い背面側に予測地点を設定しました。」と書かれているが、基準を拘子定規に守ればよいというものではありません。環境アセスメントの目的の1つが、周辺住民等との間の環境コミュニケーションであることを考えると、周辺住民等に対して、最大、どの程度の環境負荷を与えることになるかを伝えることが極めて重要であると考えます。</p> <p>敷地境界での評価が求められているのは、仮囲いが無い条件であれば、敷地内を除けば、騒音レベルが最大となる地点が敷地境界であるため、言い換えれば、敷地外であれば、その地点の騒音レベルを超えることがあり得ないからです。今回の条件の場合、仮囲いの遮音性能がよほど酷ければ話は別ですが、そうでなければ、壁から10cm離れた地点が、騒音の最大値である保証はありません。従って、今回の予測位置での予測値をもって、規制基準に合致しているから問題なし、とするのは、環境コミュニケーションを適切に行っていないと評せざるを得ません。</p> | <p>別添資料5に示すとおり、建設工事中の工種ごとの騒音レベル最大値は、山留工事における85dB（西側敷地境界から0.2m地点）と予測され、特定建設作業の規制基準は同値になると予測されます。</p> <p>なお、他の工種における最大値は、杭工事が81dB（西側敷地境界から0.7m地点）、根切工事が84dB（北側敷地境界から0.4m地点）、基礎工事が83dB（北側敷地境界から0.9m地点）、躯体工事が84dB（西側敷地境界から0.7m地点）と予測されます。</p> <p>工事実施にあたっては、周囲の方々に説明し、著しく騒音影響が生じる場合は個別に対策を講じ、周辺住民との環境コミュニケーションを適切に図ります。</p> |
| No.6補足 | 騒音 | 永幡委員 | 5-11～5-20 | <p>建設騒音には環境基準が適用されないということは、環境アセスメントの際に、等価騒音レベルでの評価をしなくてよいことを意味するわけではありません。5%時間率騒音レベルは、あくまでも、そのレベルを超える時間が全体の5%を示す値を示しているだけで、その他の時間の騒音レベルについては、全く評価されていません。建設工事を行っている全時間帯の騒音レベルが評価できる指標は、等価騒音レベルです。等価騒音レベルが現状よりどの程度大きくなるのかも、周辺環境への影響を知るための重要な指標となります。そのため、等価騒音レベルの予測値が具体的に示される必要があります。</p> | <p>別添資料6に示すとおり、工事中の道路交通騒音及び建設工事騒音による総合的な等価騒音レベルは、最寄り住居における予測地点において北側で61～65dB、南側で62～63dBと予測されます。</p> <p>道路端における実測値が63dBであることから、工事中の騒音レベルは大きく増加するものではないと考えられますが、騒音の影響の回避・低減につながる対策として以下を講じることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型を選定する。 ・建設機械の点検・整備に努める。 ・工事量の平準化を図る。 ・作業は低騒音工法の採用に努める。 ・工事車両の適切な運行計画の策定・運用を行う。 ・交通規則順守の指導徹底等により騒音の低減に努める。 ・工事実施にあたっては、周囲の方々に説明し、著しく騒音影響が生じる場合は個別に対策を講じる。 |
| No.7補足 | 騒音 | 永幡委員 | 5-11～5-20 | <p>事業者回答では、資材の運搬にかかる騒音のみ、高さ方向の計算がなされていますが、事業に係る騒音は資材の運搬にかかる騒音だけではなく、建設工事の騒音もあります。両者の複合影響まで考え、高さ方向の評価をする必要があります。</p> | <p>別添資料7に示すとおり、南側の共同住宅における工事中の道路交通騒音及び建設工事騒音による高さ方向の総合的な等価騒音レベルは、61～69dBと予測されます。</p> <p>道路端における実測値が63dBであることから、工事中により騒音レベルの増加が予測されることから騒音の影響の回避・低減につながる対策として以下を講じることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型を選定する。 ・建設機械の点検・整備に努める。 ・工事量の平準化を図る。 ・作業は低騒音工法の採用に努める。 ・工事車両の適切な運行計画の策定・運用を行う。 ・交通規則順守の指導徹底等により騒音の低減に努める。 ・工事実施にあたっては、周囲の方々に説明し、著しく騒音影響が生じる場合は個別に対策を講じる。 |

(1) 建設工事騒音の予測値における最大値について

建設工事中の建設機械の稼働に伴う騒音について、工種ごとの騒音レベル最大値は下表のとおりです。予測の結果、最大値は山留工事において西側の敷地境界から 0.2m の位置において 85dB と予測され、特定建設作業の規制基準である 85dB と同値になると予測されます。

表 5-1 建設工事騒音予測結果

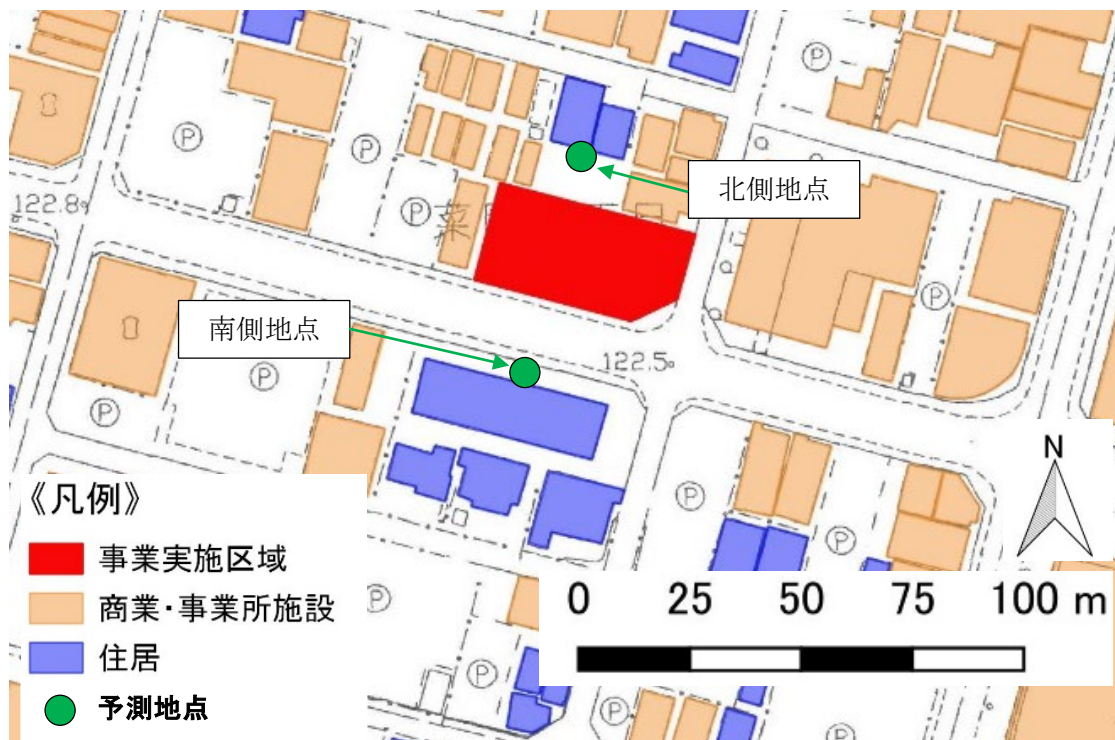
| 予測地点 | 山留工事 | 杭工事 | 根切工事 | 基礎工事 | 躯体工事 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| A地点 | 77 dB | 77 dB | 76 dB | 82 dB | 82 dB |
| B地点 | 66 dB | 70 dB | 76 dB | 69 dB | 61 dB |
| C地点 | 69 dB | 72 dB | 77 dB | 75 dB | 67 dB |
| D地点 | 84 dB | 79 dB | 73 dB | 80 dB | 83 dB |
| 最大値 | 85 dB | 81 dB | 84 dB | 83 dB | 84 dB |
| 敷地境界からの距離 | 0.2 m (西側) | 0.7 m (西側) | 0.4 m (北側) | 0.9 m (北側) | 0.7 m (西側) |

備考) 予測式、予測条件については、概要書 5-11～5-19 頁の記載内容と同じ条件としています。

(1) 周辺環境における等価騒音レベルについて

予測地点配置図

予測地点は、最寄り住居のある北側地点及び南側地点の2地点（高さ1.2m）とした。



【予測地点における等価騒音レベル算出】

ア 工事中の道路交通騒音による等価騒音レベル

予測式及び予測条件

予測式及び予測条件は、概要書 5-5～5-8 頁の記載内容と同じとした。ただし、道路敷地境界と予測地点の距離は表 6-1 のとおりとした。なお、工事車両の走行台数は、大型車の発生台数が最も多いピーク日における台数とした。

表 6-1 予測条件

| 予測地点 | 道路敷地境界から予測地点までの距離 |
|------|-------------------|
| 北側地点 | 32 m |
| 南側地点 | 3 m |

予測結果

予測結果は表 6-2 のとおりである。

表 6-2 工事中の道路交通騒音による等価騒音レベル予測結果

| 予測地点 | 予測結果 |
|------|-------|
| 北側地点 | 56 dB |
| 南側地点 | 62 dB |

イ 建設工事騒音による等価騒音レベル

予測式及び予測条件

予測式及び予測条件は、概要書 5-13～5-19 頁の記載内容と同じとした。建設工事騒音による等価騒音レベルは、建設機械ごとに予測地点における騒音レベル ($L_{A, Xn}(L_{Aeff})$) を算出し、次式を用いて算出した。なお、建設機械は全て定常騒音を発生するものとして扱った。また、建設機械の稼働時間は 5.6 時間 (20, 160s) とした。

$$L_{Aeq,T,ma} = 10 \log_{10} \frac{1}{T} \times (\sum_i T_{work,i} \cdot 10^{\frac{L_{A,i}}{10}})$$

$L_{Aeq, T, ma}$: 建設機械全体からの等価騒音レベル (dB)

T : 等価騒音レベルの評価時間 (57, 600s)

$T_{work, i}$: 建設機械の稼働時間 (20, 160s)

$L_{A, i}$: 予測地点における騒音レベル (dB)

予測結果

予測結果は表 6-3 のとおりである。

表 6-3 建設工事騒音による等価騒音レベル予測結果

| 予測地点 | 山留工事 | 杭工事 | 根切工事 | 基礎工事 | 躯体工事 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北側地点 | 59 dB | 63 dB | 61 dB | 64 dB | 62 dB |
| 南側地点 | 53 dB | 56 dB | 54 dB | 56 dB | 54 dB |

ウ 総合的な等価騒音レベル

表 6-2 及び表 6-3 の予測結果を次式によってレベル合成して総合的な等価騒音レベル ($L_{Aeq, T, total}$) を算出した。

$$L_{Aeq,T,total} = 10 \log_{10} (10^{\frac{L_{Aeq,T,ma}}{10}} + 10^{\frac{L_{Aeq,T,ve}}{10}})$$

$L_{Aeq, T, total}$: 総合的な等価騒音レベル (dB)

$L_{Aeq, T, ma}$: 建設工事による等価騒音レベル (dB)

$L_{Aeq, T, ve}$: 工事中の道路交通騒音による等価騒音レベル (dB)

予測結果

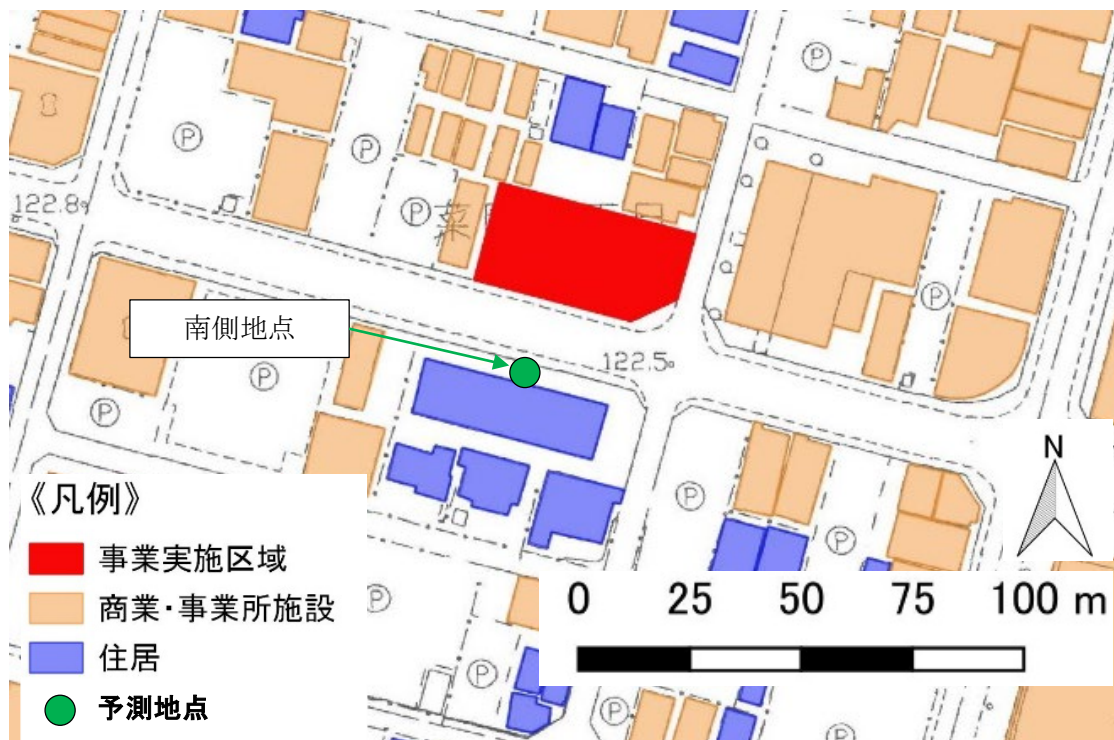
予測結果は表 6-4 のとおりである。

表 6-4 総合的な等価騒音レベル予測結果

| 予測地点 | 山留工事 | 杭工事 | 根切工事 | 基礎工事 | 躯体工事 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北側地点 | 61 dB | 64 dB | 62 dB | 65 dB | 63 dB |
| 南側地点 | 62 dB | 63 dB | 63 dB | 63 dB | 63 dB |

(1) 事業実施区域南側の高さ方向の等価騒音レベルについて
予測地点配置図

予測地点は、南側の共同住宅がある地点とした。



【予測地点における等価騒音レベル算出】

ア 工事中の道路交通騒音による等価騒音レベル

予測式及び予測条件

予測式及び予測条件は、概要書 5-5～5-8 頁の記載内容と同じとした。なお、道路敷地境界と予測地点の距離、予測地点高さは表 7-1 のとおりとした。なお、工事車両の走行台数は、大型車の発生台数が最も多いピーク日における台数とした。

表 7-1 予測条件

| 予測地点 | 道路敷地境界から予測地点までの水平距離 | 予測高さ（地上高） |
|------|---------------------|--|
| 南側地点 | 3 m | 1.2m、4.5m、7.5m、10.5m、 13.5m、16.5m、19.5m、20.0m、 30.0m、40.0m、50.0m |

予測結果

予測結果は表 7-2 のとおりである。

表 7-2 工事中の道路交通騒音による等価騒音レベル予測結果

| 予測地点 | 地上高さ | 予測結果 |
|------|-------|-------|
| 南側地点 | 50.0m | 55 dB |
| | 40.0m | 56 dB |
| | 30.0m | 57 dB |
| | 20.0m | 58 dB |
| | 19.5m | 58 dB |
| | 16.5m | 59 dB |
| | 13.5m | 59 dB |
| | 10.5m | 60 dB |
| | 7.5m | 61 dB |
| | 4.5m | 61 dB |
| 1.2m | 62 dB | |

イ 建設工事騒音による等価騒音レベル

予測式及び予測条件

予測式及び予測条件は、概要書 5-13～5-19 頁の記載内容と同じとした。建設工事騒音による等価騒音レベルは、建設機械ごとに予測地点における騒音レベル ($L_{A, Xn}(L_{Aeff})$) を算出し、次式を用いて算出した。なお、建設機械は全て定常騒音を発生するものとして扱った。また、建設機械の稼働時間は 5.6 時間 (20, 160s) とした。

$$L_{Aeq, T, ma} = 10 \log_{10} \frac{1}{T} \times (\sum_i T_{work, i} \cdot 10^{\frac{L_{A, i}}{10}})$$

$L_{Aeq, T, ma}$: 建設機械全体からの等価騒音レベル (dB)

T : 等価騒音レベルの評価時間 (57, 600s)

$T_{work, i}$: 建設機械の稼働時間 (20, 160s)

$L_{A, i}$: 予測地点における騒音レベル (dB)

予測結果

予測結果は表 7-3 のとおりである。

表 7-3 建設工事騒音による等価騒音レベル予測結果

| 予測地点 | 地上高さ | 山留工事 | 杭工事 | 根切工事 | 基礎工事 | 躯体工事 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南側地点 | 50.0m | 59 dB | 62 dB | 61 dB | 63 dB | 60 dB |
| | 40.0m | 61 dB | 64 dB | 62 dB | 64 dB | 62 dB |
| | 30.0m | 62 dB | 65 dB | 64 dB | 66 dB | 63 dB |
| | 20.0m | 64 dB | 67 dB | 65 dB | 67 dB | 65 dB |
| | 19.5m | 64 dB | 67 dB | 66 dB | 67 dB | 65 dB |
| | 16.5m | 64 dB | 67 dB | 65 dB | 68 dB | 65 dB |
| | 13.5m | 64 dB | 68 dB | 64 dB | 68 dB | 65 dB |
| | 10.5m | 64 dB | 67 dB | 64 dB | 67 dB | 65 dB |
| | 7.5m | 60 dB | 65 dB | 62 dB | 65 dB | 63 dB |
| | 4.5m | 56 dB | 60 dB | 57 dB | 60 dB | 58 dB |
| 1.2m | 53 dB | 56 dB | 54 dB | 56 dB | 54 dB | |

ウ 総合的な等価騒音レベル

表 7-2 及び表 7-3 の予測結果を次式によってレベル合成して総合的な等価騒音レベル ($L_{Aeq,T,total}$) を算出した。

$$L_{Aeq,T,total} = 10\log_{10}\left(10^{\frac{L_{Aeq,T,ma}}{10}} + 10^{\frac{L_{Aeq,T,ve}}{10}}\right)$$

$L_{Aeq,T,total}$: 総合的な等価騒音レベル (dB)

$L_{Aeq,T,ma}$: 建設工事による等価騒音レベル (dB)

$L_{Aeq,T,ve}$: 工事中の道路交通騒音による等価騒音レベル (dB)

予測結果

予測結果は表 7-4 のとおりである。総合的な等価騒音レベルは、山留工事が 61~66dB、杭工事が 63~68dB、根切工事が 62~66dB、基礎工事が 63~69dB、躯体工事が 61~66dB となった。

表 7-4 総合的な等価騒音レベル予測結果

| 予測地点 | 地上高さ | 山留工事 | 杭工事 | 根切工事 | 基礎工事 | 躯体工事 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南側地点 | 50.0m | 61 dB | 63 dB | 62 dB | 63 dB | 61 dB |
| | 40.0m | 62 dB | 64 dB | 63 dB | 65 dB | 63 dB |
| | 30.0m | 63 dB | 66 dB | 65 dB | 66 dB | 64 dB |
| | 20.0m | 65 dB | 67 dB | 66 dB | 68 dB | 65 dB |
| | 19.5m | 65 dB | 67 dB | 66 dB | 68 dB | 66 dB |
| | 16.5m | 65 dB | 68 dB | 66 dB | 68 dB | 66 dB |
| | 13.5m | 66 dB | 68 dB | 66 dB | 69 dB | 66 dB |
| | 10.5m | 65 dB | 68 dB | 65 dB | 68 dB | 66 dB |
| | 7.5m | 64 dB | 66 dB | 65 dB | 66 dB | 65 dB |
| | 4.5m | 63 dB | 64 dB | 63 dB | 64 dB | 63 dB |
| | 1.2m | 62 dB | 63 dB | 63 dB | 63 dB | 63 dB |
| 最大値 | | 66 dB | 68 dB | 66 dB | 69 dB | 66 dB |
| 最小値 | | 61 dB | 63 dB | 62 dB | 63 dB | 61 dB |

(仮称)盛岡菜園プロジェクト 岩手県環境影響評価条例第5条第1項の規定による第2種事業の判定に係る事業の概要書 2022年10月 株式会社大京・株式会社タカラレーベン東北 における訂正について

| 概要書 頁 | 訂正前 | 訂正後 |
|----------|--|--|
| 2-14 | ⑤廃棄物処理計画 各住戸より発生した一般家庭系廃棄物（可燃・不燃・資源）については、建築物1階にごみ置場を設け、市の収集車による回収として処理する。いづれも、収集車の経路は、南側道路の車出入口より搬出・搬入を行う計画とする。 | ⑤廃棄物処理計画 各住戸より発生した一般家庭系廃棄物（可燃・不燃・資源）については、建築物1階にごみ置場を設け、市の収集車による回収として処理する。道路側からの搬出・搬入を行う計画とする。 |
| 2-22 | ③騒音・振動防止対策 建設機械は、原則として低騒音・低振動型のものを選定し、敷地境界付近の作業は、低騒音・低振動工法の採用に努め、騒音・振動の低減に努める。 工事車両については、適切な運行計画の策定・運用及び交通規則遵守の指導徹底等により、騒音・振動の低減に努める。 | ③騒音・振動防止対策 建設機械は、低騒音型を選定するとともに、低振動型の採用に努め、作業は、低騒音・低振動工法の採用に努め、騒音・振動の低減に努める。 工事車両については、適切な運行計画の策定・運用及び交通規則遵守の指導徹底等により、騒音・振動の低減に努める。 |
| 3-29 | 3-2-6 「岩手の景観の・・・」 ②街路景観について 2段落目 事業実施区域東側の市道岩手公園開運橋線沿いは植栽を施し、本事業の敷地は、道路の角地に位置しており、建物の配置や壁面をできる限り道路側から後退させ、角地のゆとりの確保に努め歩行者が感じる圧迫感の軽減に配慮を行う計画であることから、景観に対する影響は小さいと考えられる。 | 3-2-6 「岩手の景観の・・・」 ②街路景観について 2段落目 事業実施区域東側の市道岩手公園開運橋線沿いは植栽を施し、本事業の敷地は、道路の角地に位置しており、建物の配置や壁面をできる限り道路側から後退させ、角地のゆとりの確保に努め歩行者が感じる圧迫感の軽減に配慮を行う計画であることから、影響は実行可能な範囲で低減が図られていると考えられる。 |
| 3-52 | 見出し「3-3-4 地盤の地域が発生している地域の状況」 | 「3-3-3 地盤沈下が発生している地域の状況」 |

社名変更に伴い、概要書における表記の修正

旧「株式会社タカラレーベン東北」 → 新「株式会社タカラレーベン」

| 概要書 頁 | 訂正前 | 訂正後 |
|----------|--|--|
| 表紙 | 株式会社大京・株式会社タカラレーベン東北 | 株式会社大京・株式会社タカラレーベン |
| はじめに | 本文1段落1行目 株式会社大京・株式会社タカラレーベン東北 | 本文1段落1行目 株式会社大京・株式会社タカラレーベン |
| はじめに | 本文最後 株式会社大京・株式会社タカラレーベン東北 | 本文最後 株式会社大京・株式会社タカラレーベン |
| 1-1 | 第1章 1-1 事業者の名称及び所在地 代表者 株式会社タカラレーベン東北 代表取締役 原 忠行 所在地 宮城県仙台市青葉区中央 2-2-10 | 第1章 1-1 事業者の名称及び所在地 代表者 株式会社タカラレーベン 代表取締役 島田 和一 所在地 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング 16階 |
| 4-1 | 第4章 表題 株式会社大京・株式会社タカラレーベン東北「(仮称)・・・ | 第4章 表題 株式会社大京・株式会社タカラレーベン「(仮称)・・・ |

(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況

| | | |
|--------------|---------------------|-------------------------------|
| 事業の名称 | (仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業 | |
| 適用区分 | 法第1種 | |
| 事業の種類 | 風力発電(陸上) | |
| 事業の規模 | 出力 110,000kW | |
| 事業の実施区域(予定地) | 大船渡市及び陸前高田市の行政界周辺 | |
| 事業者の名称 | 東急不動産株式会社 | |
| 環境影響評価手続者 | 同上 | |
| 配慮書 | 提出 | 令和4年 10月5日付け |
| | 縦覧期間 | 令和4年 10月6日～令和4年 11月9日 |
| | 住民等の意見書の提出期間 | 令和4年 10月6日～令和4年 11月9日 |
| | 技術審査会の審査 | 令和4年 11月7日 |
| | 知事意見の送付 | 令和 年 月 日 (送付期限:令和4年12月16日) |

「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する 大船渡市長意見

1 総括的事項について

今後の事業計画の検討及び環境影響評価の実施に当たっては、環境基本法、騒音規制法、振動規制法等関係法令を遵守するほか、環境に配慮すべき事項について十分勘案するとともに、地域住民と適切なコミュニケーションを図り、事業について理解を得られるように努めること。

2 大気環境について

事業実施想定区域の周辺には、住居や環境保全の配慮が必要な施設（学校、医療機関、保育施設、福祉施設）が存在しており、風車の騒音、振動、超低周波音、風車の影の影響が懸念されるため、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、十分に調査、予測及び評価を行い、生活環境への影響を回避すること。特に、風力発電施設から発生する騒音については、振幅変調音（スイッチュ音）の発生によるわずらわしさ（アノイアンス）の増加など、地域住民の睡眠への影響のリスク等が懸念されることから、残留騒音を確実に把握し、適切に風車騒音を予測・評価すること。

トラック等大型車両の運行などにより、騒音、排気ガス、ばい煙などの発生が予想されるため、住居や環境保全の配慮が必要な施設や森林などへの影響を低減する措置を講じること。

3 水環境について

事業実施想定区域内に第1水源及び須崎川及び支流3河川他、第5水源上流部に大野川、藤沢口川、大森川及び支流12河川他と多くの水道施設等があり、これらの河川等を利用して良質な水道水を安全で安定的に供給していることから、事業実施により、水道利用者は著しく不安・懸念等を抱くことが想定される。今回の計画段階配慮事項には、水質の項目を選定していないが、今後の環境影響評価において、「実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であること」を証明する具体的なエビデンスを提出すること。

事業実施想定区域の土地の改変により、周辺河川や大船渡湾へ濁水等の流入が生じないよう事業計画や工法について検討し、必要な対策を講ずること。また、関係漁業協同組合に事前に事業内容、工法、河川及び大船渡湾の水質並びに養殖漁業への影響などについて説明し、理解を得られるように努めること。

4 動植物及び生態系について

事業実施想定区域内には、環境省レッドリスト2020やいわてレッドデータブックに掲載されている特別天然記念物カモシカなどの哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類等や、植物群落、巨樹・巨木林が存在し、生息環境の変化による影響が危惧される。また、

イヌワシ等の猛禽類、鳥類、コウモリ類等の風力発電設備への衝突事故等が懸念される。このため、工事の実施や施設稼働が動植物に与える影響について、十分な調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を講じること。

事業実施想定区域には自然植生や保安林等が存在しているが、事業の実施により水源涵養機能の低下や土砂災害等が発生することのないよう、工事範囲を最小限にする等、十分に調査、検討を行うこと。

5 景観について

主要な眺望環境への影響について、事業により主要な眺望環境の変化に影響する可能性があることから、その影響が回避、低減されるよう評価を行うこと。

珊瑚島については、大船渡湾内に浮かぶ国指定の名勝として、氷上山を始めとするリアス海岸特有の山々を背後に抱えた貴重な景観資源となっていることから、事業実施による影響について十分に調査すること。（景観資源の追加については別紙のとおり）

事業実施想定区域は、景観法の規定により岩手県が定める景観計画区域に含まれることから、岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター建築指導課と協議すること。

6 廃棄物等について

廃棄物の分別、保管、処理については、悪臭や粉じん、害虫の発生予防などの対策を講じるとともに、周囲の環境保全に十分配慮すること。

7 農地等について

対象事業実施想定区域及びその周辺の概況について、風力発電機の設置予定範囲に農地は存在しないと見込まれるが、事業実施想定区域となっている道路周辺等には田及び畑が存在しており、その耕作に支障を及ぼさないよう留意すること。具体的には、樹木の伐採に伴う土砂流出の危険性排除の方法、農業用水確保のための地下水脈への影響の評価、シカ等の有害鳥獣を農地付近に移動させないための対策、工事車両の通行による農作業への影響等について明らかにすること。

計画段階環境配慮書では、騒音、超低周波音及び風車の影による影響について、配慮が必要な施設や住宅地を対象として評価しているが、農地及び農作業を行う者に対しても、その影響について評価すること。

農業振興地域における農用地区域内の土地を、やむを得ず農業以外の用途（住宅、資材置場等）に転用、土地の開発行為等を行う場合には、行為を行う前に農用地区域からの除外の手続きを行ったうえ、農地転用の許可を受けること。

8 森林について

事業実施想定区域の市有林の一部には、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（旧緑資源公団）、土地所有者（市）、造林者（森林組合）の間で地上権設定をし、分収造林契約を取り交わしている土地があるため、関係者と協議調整を図ること。

事業実施想定区域に森林経営計画が樹立されている箇所があるため、関係機関と協議調整を図ること。

9 土砂災害防止について

砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律などの関連項目については、岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター河川港湾課と協議すること。

10 市道について

風力発電建設に伴う市道改良等が必要な場合は、発電施設建設事業者がその改良に係る環境影響評価を実施すること。

11 都市計画について

都市計画法で規定する開発行為を行う場合は、都市計画法第 29 条第 1 項による許可が必要である。開発許可権者である岩手県県土整備部都市計画課と協議すること。

12 埋蔵文化財について

事業実施想定区域には未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があり、事前に現地踏査・試掘調査等を実施する必要があるため、計画段階から事前協議を教育委員会事務局教育総務課と行うこと。

13 防災設備について

大船渡市防災行政無線の電波に支障を来さないよう万全の配慮をすること。(電波伝搬状況は資料 1 のとおり)

ヘリポートの離発着に支障を来さないよう万全の配慮をすること。(現況は資料 2 のとおり)

14 電波障害について

事業者は、生活基盤上重要な電波の障害とならぬよう、電波のルート等について十分な調査を行い、必要な措置を講じること。特にテレビ電波については、一部の地域(猪川町字大野)でテレビ中継局からの電波が、事業実施想定区域を介して届くことから、反射や干渉が発生しないよう留意すること。

計画段階環境配慮書の記載内容の追加・修正について

- 1 163 ページ及び 225 ページの配慮が特に必要な施設（幼稚園・学校、医療機関）について、次のとおり、追加・修正が必要である。

<施設名及び所在地（追加）>

- ・飯塚眼科医院（大船渡市盛町字東町 5-5）
- ・及川皮膚科クリニック（大船渡市猪川町字中井沢 10-10）

<施設名（修正）>

- ・「大津医院」→「大津小児科ファミリークリニック」
- ・「菊田外科泌尿器科医院」→「菊田外科・泌尿器科」

<所在地（修正）>

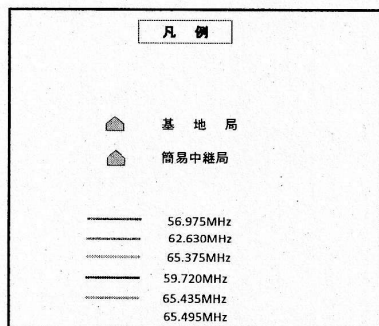
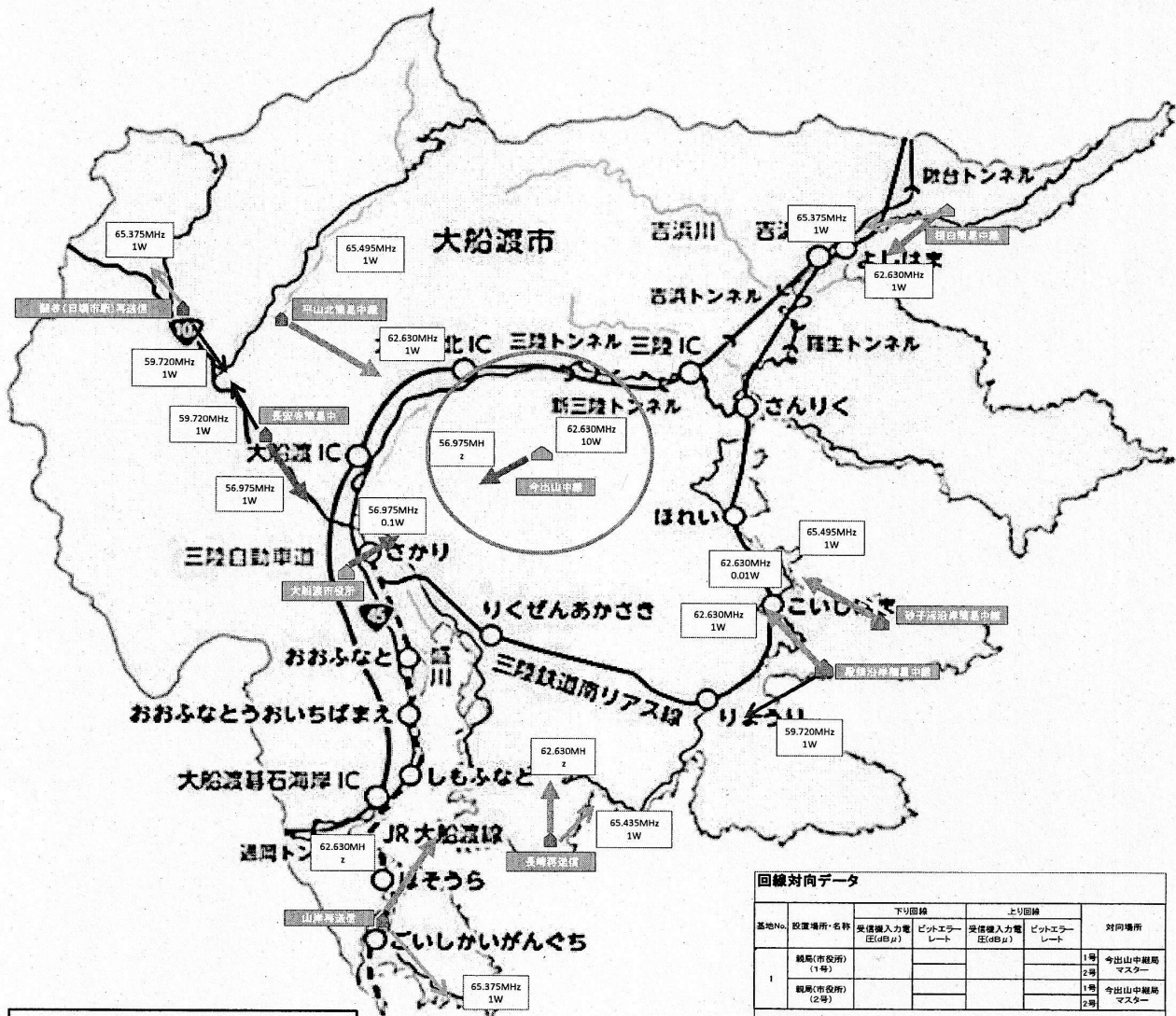
- ・鳥羽整形外科医院 「館下」→「館下」
- ・山浦医院 「内の目」→「内ノ目」
- ・山崎内科医院 「内の目」→「内ノ目」
- ・岩渕内科医院 「字」追加
- ・菊田外科・泌尿器科 「字」追加
- ・星こどもクリニック 「前田 65」→「字前田 6-5」

- 2 134 ページ及び 225 ページに記載されている「飯ヶ崎角岩岩脈」の正式名称は、「館ヶ崎角岩岩脈」である。

- 3 296 ページの「景観資源」に、「珊瑚島」を追加すること。

大船渡市 デジタル同報通信システム回線構成図

2019.01.16



| 回線対向データ | | | | | | |
|---------|--------------|--------------|------------|--------------|------------|----------------|
| 基地No. | 設置場所・名称 | 下り回線 | | 上り回線 | | 対向場所 |
| | | 受信入力電力 (dBμ) | ビットエラー レート | 受信入力電力 (dBμ) | ビットエラー レート | |
| 1 | 鶴岡(市役所) (1号) | | | | | 1号 今出山中継局 マスター |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 マスター |
| | 鶴岡(市役所) (2号) | | | | | 1号 今出山中継局 マスター |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 マスター |
| 簡易中継局 | | | | | | |
| 中継No. | 設置場所・名称 | 受信入力電力 (dBμ) | ビットエラー レート | 受信入力電力 (dBμ) | ビットエラー レート | 対向場所 |
| 2 | 山岸簡易中継局 | | | | | 1号 今出山中継局 スレーブ |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 スレーブ |
| 3 | 長崎簡易中継局 | 39.0 | EF | 33.0 | 2.74E-03 | 1号 今出山中継局 スレーブ |
| 4 | 日蓮寺簡易中継局 | 34.0 | EF | 36.0 | 3.60E-05 | 長安寺簡易中継局 |
| 5 | 長安寺簡易中継局 | 41.0 | EF | 41.0 | 6.54E-06 | 1号 鶴岡(市役所) |
| | | | | | | 2号 鶴岡(市役所) |
| 6 | 平山北簡易中継局 | 55.0 | EF | 52.0 | EF | 1号 今出山中継局 スレーブ |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 スレーブ |
| 7 | 横白簡易中継局 | 66.0 | EF | 57.0 | 8.50E-06 | 1号 今出山中継局 スレーブ |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 スレーブ |
| 8 | 藤原山簡易中継局 | 47.0 | EF | 40.0 | 8.50E-04 | 1号 今出山中継局 スレーブ |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 スレーブ |
| 9 | 砂子沢簡易中継局 | 58.0 | EF | 52.0 | 5.58E-04 | 1号 今出山中継局 スレーブ |
| | | | | | | 2号 今出山中継局 スレーブ |

3-6-5 ヘリポートの現況及び設置基準

(1) ヘリポートの現況

| 所在地 | ヘリポートの名称 | 施設又は占有者 | 大きさ | | 利用可能機種 | | | 市庁舎からの | | 消防署からの | | 林野火災対策用の可否 | 広域避難場所指定の有無 |
|-------------------|---------------|---------|--------|--------|------------------|----|----|------------|-----------|------------|-----------|------------|-------------|
| | | | 縦 m | 横 m | 自衛隊のヘリコプター 小型 | 中型 | 大型 | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | 時間 (分) | | |
| 盛町字土手下 | 盛川河川敷公園 | 大船渡市長 | 80 | 150 | ○ | ○ | ○ | 1.0 | 3 | 1.6 | 3 | 可 | 無 |
| 大船渡町字榎崎67 | 大船渡小学校校庭 | 大船渡小学校長 | 70 | 70 | ○ | | | 3.5 | 5 | 3.0 | 4 | 否 | 有 |
| 大船渡町字山馬越 10-1 | 大船渡病院ヘリポート※ | 大船渡病院院長 | 21 | 21 | ○ | ○ | | 1.6 | 3 | 0.8 | 1 | 否 | 無 |
| 赤崎町字鳥沢188 | フレア일랜드尾崎岬 | 大船渡市長 | 85 | 65 | ○ | ○ | | 9.5 | 19 | 8.5 | 17 | 否 | 無 |
| 猪川町字長洞 7-1 | 大船渡高校校庭 | 大船渡高校長 | 170 | 70 | ○ | ○ | ○ | 2.5 | 3 | 3.3 | 5 | 否 | 有 |
| 立根町字冷清水 1-1 | 大船渡東高校校庭 | 大船渡東高校長 | 90 | 90 | ○ | ○ | | 3.5 | 5 | 4.5 | 5 | 否 | 有 |
| 立根町字萱中215-1 | 大船渡東高校萱中校舎 | 高田高校長 | 150 | 180 | ○ | ○ | ○ | 5.6 | 6 | 6.6 | 8 | 否 | 無 |
| 日頃市町字関谷 60-1 | 旧日頃市中学校校庭 | 教育委員会 | 40 | 60 | ○ | | | 7.5 | 8 | 8.5 | 9 | 否 | 有 |
| 日頃市町字赤坂西風山 1-5 | 大船渡市鷹生ダム多目的広場 | 大船渡市長 | 140 | 80 | ○ | ○ | | 13.0 | 20 | 14.0 | 22 | 否 | 無 |
| 三陸町綾里字平館21 | 綾里小学校校庭 | 綾里小学校長 | 135 | 75 | ○ | ○ | | 16.2 | 24 | 14.9 | 23 | 可 | 無 |
| 三陸町綾里字黒土田 56 | 三陸総合運動公園 | 大船渡市長 | 150 | 100 | ○ | ○ | ○ | 16.7 | 25 | 15.4 | 24 | 可 | 無 |

| 所在地 | ポートの名称 | 施設又は占有者 | 大きさ | | 利用可能機種 | | | 市庁舎からの | | 消防署からの | | 林野火災対策用の可否 | 広域避難場所指定の有無 |
|------------------------|---|-------------------|--------|--------|------------|----|----|--------|------------|-----------|------------|------------|-------------|
| | | | 縦 m | 横 m | 自衛隊のヘリコプター | 小型 | 中型 | 大型 | 距離 (km) | 時間 (分) | 距離 (km) | | |
| 三陸町越喜来字杉下 56-3 地 | 三陸空中消火等補給基地 | 大船渡地区消防組合消防本部消防長 | 150 | 75 | ○ | ○ | | 15.8 | 24 | 16.8 | 24 | 可 | 無 |
| 三陸町越喜来字前田41 | 旧越喜来中学校校庭 | 教育委員会 | 120 | 80 | ○ | ○ | | 14.9 | 22 | 15.9 | 23 | 可 | 有 |
| 三陸町越喜来字鳥頭 160-4 | 北里大学海洋生命科学研究センター、 部附属三陸臨海教育研究センター、 リアクト | 北里大学海洋生命科学研究センター長 | 100 | 60 | ○ | ○ | | 22.1 | 33 | 23.1 | 33 | 否 | 無 |
| 三陸町吉浜字扇洞185 | 吉浜小学校校庭 | 吉浜小学校校長 | 45 | 80 | ○ | ○ | | 17.7 | 20 | 18.7 | 20 | 可 | 有 |
| 三陸町吉浜字扇洞 127-2 | 旧吉浜中学校校庭 | 教育委員会 | 150 | 100 | ○ | ○ | ○ | 17.8 | 20 | 18.8 | 20 | 否 | 無 |

※大船渡病院ヘリポートは、最大離陸重量7t

「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する
陸前高田市長意見

| 意見 | 関連する法令等 |
|--|----------------|
| 1 騒音・振動いずれも規制区域外であるが、周辺環境に十分配慮すること。環境問題の発生、苦情の申し立てに対しては、申請者の責任において迅速に対応すること。 | 騒音規制法 振動規制法 |
| 2 保安林制度及び林地開発許可、伐採届等の手続きを適切に行うこと。また、地域住民へ広く周知を行い、意見を募ったうえ、できる限り計画に反映させること。 | 森林法 |
| 3 当市全域が景観区域に指定されており、景観区域は、重点景観区域と一般景観区域の2つに分類され、工作物の新設の場合、重点景観区域は、高さ5mを超えるもの、一般景観区域は、高さ13mを超えるものは届出が必要となるので、届出を行う場合は、景観条例の規制内容を確認の上申請を行うこと。 また、風力発電施設を設置することは、周辺の景観を著しく変質させる行為と考えられることから、市民の合意形成を丁寧に行うこと。氷上山は古くから気仙地域の信仰の対象であり、景観の主対象としても市内あらゆる箇所から視認でき、重要な存在となっている。国の名勝に指定されている高田松原も、名勝の指定文章において背後の氷上山の眺望を重要視しており、高田松原や中心市街地から氷上山への眺望の支障とならないような配置の検討が求められる。 | 陸前高田市景観条例 |
| 4 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する場合、開発行為の許可を要する基準面積は、都市計画区域内は3,000㎡、都市計画区域外は10,000㎡であり、これを超える場合は開発許可申請が必要となること。 | 開発行為制度 |
| 5 事業予定地に隣接する場所は、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されていることから、土砂災害が発生する可能性がある。このことから、木の伐採にあたっては、山の治水力の低下に充分配慮するとともに、水の流れについても注意願いたいこと。 昨今、全国で山腹崩壊により、麓の河川に大量の木が流れ込み大きな被害が発生していることから、作業道の設置も含め、伐採後の木を現場に放置することなく適切に処理願いたいこと。 | 土砂災害防止法 |
| 6 計画範囲が広範囲(1ha以上)で、埋蔵文化財の所在確認を行ったことがない場所である場合は、周辺で確認できる金山関係遺跡を含めた分布調査等を実施する必要があること。 国指定名勝高田松原については、文化財指定時の詳細解説に氷上山及び雷神山を含めた記述が見られるため、景観への配慮が必要であること。 | 文化財保護法 |

| | |
|---|--|
| 7 当該地域の景観保全に十分留意し、特に送電線を整備する場合や周辺の道路等の工作物を修繕する際は、十分な協議を行うこと。 | |
| 8 事業予定地周辺の集落への影響を最大限考慮した調査を行なうこと。特に、振動、騒音、低周波音については、地域の要請に応じて調査内容を説明する場を設けるなど、住民理解に努めること。 | |
| 9 氷上山は日本ジオパーク委員会が認定する「三陸ジオパーク」のジオサイトにも指定されており、その観点からの配慮も必要となること。 | |

「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する
住田町長意見

意見なし

(仮称) 岩手大船渡陸前高田風力発電事業計画段階環境配慮書に対する委員等事前質問・意見

資料No.7

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|------|-----|---------|-----|--|---|
| 1 | 想定区域 | | 齊藤委員 | 23 | P12に「保全区分AおよびBに該当する区域は可能な限り風力発電機の設置予定範囲から除外した」とあるが、配慮書段階で保全区分Aエリアの一部を発電機予定範囲から外せなかった理由を説明いただきたい。 | 「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定版）」に示されている優れた自然の保全区分について、メッシュの保全区分を決定する具体的な要因については公表されていないため、当該基準と本配慮書の調査及び予測結果との整合性について、配慮書段階で検討するには情報や知見が不十分であると考えております。また、「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定版）」においては「現時点で入手できる調査資料又は文献等を用いており、今後の環境変化や新たな調査資料・情報によって、その内容を更新していくもの」という性格を有していることに加えて「事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する」、「事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める」との説明があることから、保全区分を活用しながら、現地調査において動植物の生息・生育の現状を把握することが必要とと考えております。その結果を踏まえた上で、自然環境保全基準と本事業の予測及び評価、さらには保全措置との整合性を図ることを検討いたします。なお、保全区分A及びBに該当する区域については特に留意の上、現地調査を実施いたします。 |
| 2 | 想定区域 | | 櫻井委員 | 291 | 岩手県自然環境保全指針による優れた自然の保全区分Aの地域が事業実施想定区域に含まれている。なぜこのエリアを事業実施想定区域から除外しないのかご説明ください。 | 「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定版）」に示されている優れた自然の保全区分について、メッシュの保全区分を決定する具体的な要因については公表されていないため、当該基準と本配慮書の調査及び予測結果との整合性について、配慮書段階で検討するには情報や知見が不十分であると考えております。また、「岩手県自然環境保全指針（令和3年3月改定版）」においては「現時点で入手できる調査資料又は文献等を用いており、今後の環境変化や新たな調査資料・情報によって、その内容を更新していくもの」という性格を有していることに加えて「事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する」、「事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める」との説明があることから、保全区分を活用しながら、現地調査において動植物の生息・生育の現状を把握することが必要とと考えております。その結果を踏まえた上で、自然環境保全基準と本事業の予測及び評価、さらには保全措置との整合性を図ることを検討いたします。なお、保全区分A及びBに該当する区域については特に留意の上、現地調査を実施いたします。 |
| 3 | 想定区域 | | 伊藤(歩)委員 | 13 | 「事業実施想定区域には一部砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、保安林及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分A及びBに該当する区域が存在する」と記述されている。区域等の選定にあたっては、これらの重要な区域は最初から除外すべきではないか。 | 配慮書p13に記載のとおり、「事業実施想定区域には一部砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、保安林及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分A及びBに該当する区域が存在することから、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、風況を含む現地調査や輸送路調査等の詳細な検討を行うことにより、可能な限り改変面積を最小限に抑えた事業計画とする予定である。また、事業の実施に当たっては、関係機関と協議を実施の上、その地域が有する機能を阻害しないよう、保全に努める。」としております。 |

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|------|-----|-------|-----------------------------------|---|--|
| 4 | 想定区域 | | 鈴木委員 | 12、22-23 | <p>下から9行目に「検討対象エリアには、保安林及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分A及びBに該当する区域が存在することから、可能な限り風力発電機の設置予定範囲から除外した。」と書かれているが、結果の図2.2-8(3)及び(4)では、事業実施想定区域は国有保安林の大半と重なっており、またほぼ完全に保全区分AまたはBの中に入っている。したがって、これらの保全対象エリアに配慮して事業実施想定区域を絞り込んだ形跡は全く見当たらず、上記の記述とは大きな食い違いが見られる。</p> <p>このような矛盾を避けるためには、「風況の良い場所を選定した結果、保安林及び保全区分A・Bを除外することはできなかったが、計画の熟度を高める中で変更区域を最小化する予定である。」というように記述すべきではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり、矛盾が生じている点があったため、今後の手続きにおいては記載方法に留意いたします。なお、配慮書p13に記載のとおり、「事業実施想定区域には一部砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、保安林及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分A及びBに該当する区域が存在することから、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、風況を含む現地調査や輸送路調査等の詳細な検討を行うことにより、可能な限り改変面積を最小限に抑えた事業計画とする予定である。また、事業の実施に当たっては、関係機関と協議を実施の上、その地域が有する機能を阻害しないよう、保全に努める。」としております。</p> |
| 5 | 想定区域 | | 高橋調査員 | 129, 130, 151, 199, 213, 289, 290 | <p>保安林や「優れた自然の保全区分」A～Bの場所に風力発電施設は計画すべきではない。</p> | <p>配慮書p13に記載のとおり、「事業実施想定区域には一部砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、保安林及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分A及びBに該当する区域が存在することから、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、風況を含む現地調査や輸送路調査等の詳細な検討を行うことにより、可能な限り改変面積を最小限に抑えた事業計画とする予定である。また、事業の実施に当たっては、関係機関と協議を実施の上、その地域が有する機能を阻害しないよう、保全に努める。」としております。</p> |
| 6 | 騒音 | | 石川委員 | 233 | <p>設置予定範囲から1 km範囲内に住宅や福祉施設があるが、当該区域について設置範囲を狭めるなどの選択をしていない理由を教えてください。</p> | <p>風力発電機から住宅等までの距離については配慮書p12に記載のとおり、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成23年）によると、風力発電機から300m以上400m未満までの距離にある民家において継続している苦情等が最も多く発生している調査結果が報告されていることから、概ね400m未満になると影響が懸念される。そのため、本事業では最低でも500mの離隔を確保することとした。今後、最新の知見の収集に努め、住宅との離隔距離に留意しながら、事業計画を検討する。」としており、配慮書においては風力発電機の設置予定範囲から1 km範囲内に住宅や福祉施設が存在しております。なお、今後の手続きにおいて事業計画を具体化していく中で、調査、予測及び評価を実施した上で、周辺住宅等への影響を適切に把握し、その結果を踏まえて、風力発電機から配慮すべき施設及び住宅等までの離隔を確保できるよう、風力発電機の配置を検討いたします。</p> |
| 7 | 騒音 | | 永幡委員 | | <p>風力発電による騒音の健康影響については、まだ、十分な科学的知見が得られていないことは、WHOも環境省も認めるところであるが、日本における疫学調査の中にも、風車から住居の距離が1500m以内だと、2000m以上離れている人に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍で、有意な増大が認められる、という報告もある（例えば、石竹ら、音響学会誌 74(5)）。このような知見を踏まえれば、風力発電機の設置予定範囲から住宅までの最短距離が約0.6kmというのは、十分な離隔が保てているとは評し難い。睡眠影響を含む、風力発電機からの騒音による健康影響の評価について、科学的な知見が不十分な中で、安全な評価ができるような評価の仕方について、方法書の段階でご提案いただきたい。</p> | <p>今後の手続きにおいて事業計画を具体化していく中で、調査、予測及び評価を実施した上で、周辺住宅等への影響を適切に把握し、その結果を踏まえて、風力発電機から配慮すべき施設及び住宅等までの離隔を確保できるよう、風力発電機の配置を検討いたします。</p> <p>なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日、環水大発第1705261号）によると「静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35～40dBを超過すると、わずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている」に記載されております。</p> <p>そのため、一つの定量的な指標として上記の指針を参考にしながら、住民の皆様のご懸念を払拭できるよう、健康影響を含め、引き続き最新の知見の収集に努めます。</p> <p>また、「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO欧州事務局、平成30年）を参考にした予測及び評価の実施も検討いたします。</p> |

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|------|-----|---------|-------------------|--|---|
| 8 | 風車の影 | | 伊藤(歩)委員 | 239 | 頁の最後に「・・・、必要に応じて環境保全策を検討する」と記述されているが、風車の影の影響を回避するための保全策とは具体的にどのような方法が考えられるのか説明していただきたい。 | 現時点では、具体的な環境保全措置として風力発電機の配置及び機種を検討を想定しております。 |
| 9 | 水環境 | 保安林 | 石川委員 | 213 | 事業実施想定区域内の水源涵養保安林は国有林か民有林か教えてください。 | 事業実施想定区域内の保安林の国有林と民有林の区別は別添資料NO.1のとおり、お示いたします。 |
| 10 | 水環境 | 保安林 | 伊藤(絹)委員 | 46, 150, 153, 154 | 大船渡市も陸前高田市の水道用水は井戸に依存しており、水源はいずれも事業想定域周辺の河川に存在している。水源涵養林として重要と思われる森林が事業想定区域内に存在する。区域の改変による影響が懸念されるが、対応策を検討しているか。 | 今後の手続きにおいて環境影響評価とは別途、林地開発許可申請手続きの中で森林の有する役割を阻害しないよう適正に事業計画を検討し、関係機関と協議いたします。その際、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査を受けることとなります。その結果を踏まえて、川の流量を調節する機能を高度に保つ水源涵養林の機能を維持できるように、集水域を考慮して代替施設を設置する等の対応策を検討いたします。 |
| 11 | 水環境 | | 伊藤(歩)委員 | 46 | 主要な河川だけでなく、小川や沢などの位置情報もできるだけ含めていただきたい。 | 比較的水量が豊富な沢を所々に確認しております。なお、方法書において、確認した沢を記載するとともに、今後の手続きにおいて実施する現地調査時に小川や沢を確認した際には、場所を記録し、図書へ掲載いたします。 |
| 12 | 水環境 | | 伊藤(絹)委員 | 46, 156, 158 | これまでに事業想定区域の現地視察をされているか。もし実施されている場合、現地の様子（小河川や沢、湧水、河畔林の特徴）について教えてください。 | 比較的水量が豊富な沢を所々に確認でき、水源豊かな場所である印象です。溪流の周囲は針葉樹の植林及びミズナラ等の落葉広葉樹の二次林が多い印象です。なお、湧水については現地確認時に確認できておりません。今後の手続きにおいて実施する現地調査において把握に努めます。 |
| 13 | 水環境 | | 伊藤(絹)委員 | 46, 156, 158 | また、事業想定域周辺の気仙川、盛川では、その支流も含めて天然アユの遡上がみられる清流で、内水面漁業においても重要な河川である。地域の代表的な魚類としてはアユが欠かせないと思うので、食物連鎖図にも入れていただきたい。アユは付着藻類を摂食する低次消費者に属する。 | 方法書において食物連鎖図にアユを追記いたします。 |
| 14 | 地形地質 | | 大河原委員 | 57 | 「事業実施想定区域は主に花崗岩質岩石、礫岩（角礫岩を含む）、石灰岩と粘板岩との互層等からなっている。」について、岩手県沿岸付近に分布する花崗岩はマサ化して脆弱化しているケースがあるため、事前調査にあたっては表面のみならず深度方向の調査も十分に行うよう意見する。 | 今後の手続きにおいて環境影響評価とは別途、風力発電機の設置位置においてボーリング調査を実施することにより地盤の状況を確認いたします。その結果を踏まえ、安全に配慮した工事計画といたします。 |
| 15 | 地形地質 | | 大河原委員 | 211-212 | 事業実施想定区域に②砂防指定地、③急傾斜地崩壊危険区域、⑥土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域があると記載されている。これら指定区域への対応について伺いたい。 | 配慮書p13に記載のとおり、「事業実施想定区域には一部砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、保安林及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分A及びBに該当する区域が存在することから、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、風況を含む現地調査や輸送路調査等の詳細な検討を行うことにより、可能な限り改変面積を最小限に抑えた事業計画とする予定である。また、事業の実施に当たっては、関係機関と協議を実施の上、その地域が有する機能を阻害しないよう、保全に努める。」としております。 |

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|-----|-----|-------|-----|---|--|
| 16 | 鳥類 | | 前田委員 | 257 | コウモリ類に関するヒアリング結果はあるが、猛禽類に関するヒアリング結果が掲載されていないのはなぜか。 | イヌワシに関しては配慮書から専門家へヒアリングを行っております。ただし、営巣地を特定するような内容も含まれており、内容について公表することは種の保全の観点からも難しい面があると考えました。方法書においては、営巣地が特定されないような表現を心がけるとともに、ヒアリング結果についてもお示しするようにいたします。なお、配慮書では、周辺にイヌワシ営巣地が確認されている旨、伺っております。一方で、飛翔の状況、営巣地の位置、餌場の位置等の詳細なデータは不明であることから、今後の手続きにおいて、適切に現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲におけるイヌワシの飛翔状況、並びに専門家等からのご助言等も踏まえながら、影響を低減できるよう、適切に事業計画を検討いたします。 |
| 17 | 鳥類 | | 高橋調査員 | 257 | 配慮書の段階で、強い悪影響が容易に予想される鳥類、特にイヌワシについて、専門家の意見を反映させるべきである。 | イヌワシに関しては配慮書から専門家へヒアリングを行っております。ただし、営巣地を特定するような内容も含まれており、内容について公表することは種の保全の観点からも難しい面があると考えました。方法書においては、営巣地が特定されないような表現を心がけるとともに、ヒアリング結果についてもお示しするようにいたします。なお、配慮書では、周辺にイヌワシ営巣地が確認されている旨、伺っております。一方で、飛翔の状況、営巣地の位置、餌場の位置等の詳細なデータは不明であることから、今後の手続きにおいて、適切に現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲におけるイヌワシの飛翔状況、並びに専門家等からのご助言等も踏まえながら、影響を低減できるよう、適切に事業計画を検討いたします。 |
| 18 | 鳥類 | | 前田委員 | 6 | 事業実施想定区域は岩手県が県民計画の目標として保護を進めている絶滅危惧種イヌワシが生息する地域と重複している。事業実施想定区域の近傍には2つがいの営巣地が存在するほか、10 km圏にはさらに3つがいの営巣地が知られている。したがって、事業実施想定区域はいずれの場所も複数のイヌワシが高頻度に利用する地域にあたり、風力発電機を建設した場合、甚大な影響が避けられない。イヌワシは10 kmを超える規模で行動範囲を有しているため、事業を一部の場所に絞っても、生息への影響を回避することはできない。事業実施のためには、影響のない候補地を新たに設定する必要がある。 | 「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」（環境省）によると、本事業実施想定区域がイヌワシの生息確認のメッシュに該当していることは把握しております。ご意見については真摯に受け止め、イヌワシの生息が確認されているエリアである点について十分留意し、現地調査にて詳細な生息状況を把握した上で、専門家からのご助言を踏まえ、適切に事業計画を検討いたします。 |

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|-----|-----|-----------------|-------------|---|---|
| 19 | 鳥類 | | 高橋 調査員 | 83 | そもそも、イヌワシの生息域内に風力発電施設は計画すべきではない。 | 「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」（環境省）によると、本事業実施想定区域がイヌワシの生息確認のメッシュに該当していることは把握しております。一方で「岩手県風力発電導入構想」（岩手県、平成27年度）では希少猛禽類の生息状況に配慮しながらも風力発電導入の可能性が高い地域として4地区示されており、そのうち次の3地区、二戸地域（稲庭高原周辺地区）、久慈地域（山形基幹牧場周辺地区）、花巻西部地域（中山峠周辺地区）については、本事業同様、イヌワシの生息確認があるメッシュに掛かっております。こちらについては営巣地、採餌地、行動圏等の詳細な解析をもとに判断された結果であると推察されます。配慮書における検討では、2次メッシュレベル以上のイヌワシ生息情報を入手することはできず、また専門機関や専門家へのヒアリングでは秘匿情報であるが故に生息に関する詳細な情報は得られない状況です。自ら現地調査をする以外に詳細な生息情報を入手する術がない状況において、計画すること自体が制限されることなのか判断に窮します。ご意見を真摯に受け止め、イヌワシの生息が確認されているエリアである点について十分留意し、現地調査において詳細な生息状況を把握した上で、専門家からのご助言も踏まえ、適切に事業計画を検討いたします。 |
| 20 | 生態系 | | 伊藤 (絹) 委員 | 125- 130 | 再生可能エネルギー利用促進の目的は、自然環境や生態系の機能を大きく損ねることなく、電力の供給を可能にすることにあると考える。留意すべき点を検討する際には、地域の生態系の理解が不可欠である。生態系は「動植物群集とそれらを支えている環境」として、多くの人が理解している一方で、生態系の「機能」については、十分に理解されているとは言い難いのが現状である。植物の光合成を起点とした持続可能なサイクル（多様な生物を介したエネルギーの転送と物質の循環）が成立していて、ヒトもこの機能（例えば酸素の産出など）に依存し生命活動が維持されている。食物連鎖は生態系の特徴のごく一部を切り取った断面でしかないが、多種多様な生物どうし、また環境との結びつきをイメージできるというメリットがある。 そこで、食物連鎖の概要図に補足をお願いしたい。事業対象域は陸上の生態系と河川生態系とが強く結びついているエリアと思われる。食物連鎖には主に二つの経路、生食連鎖（grazing food chain）と食連鎖detritus food chain）がある。一般的には生食連鎖の方がメインであるが、森林生態系や河川生態系では植物の枯葉など（リター）を起点とする食物連鎖の重要性が指摘されている。イワナ・ヤマメなど魚類の食物（餌）となるトビケラやカゲロウなど水生昆虫も付着藻類だけでなく、リターを食物としていることが多い。また、貝類のカワシンジュガイなどもリターへの依存度が高いことがわかっている。事業想定域は森林域なので腐食連鎖は無視できないと考える。 | 方法書において、食物連鎖の概要図に植物枯葉等のリターを起点としたフローを追加いたします。 |
| 21 | 景観 | | 伊藤 (歩) 委員 | 304 | 本実施想定区域内には氷上山が位置しており、区域等（特に設置予定範囲）の選定において景観的な配慮がなされているのかを視覚的に把握できるように、主要な眺望点からのフォトモンタージュの例を示しながら配慮の内容を説明していただきたい。 | 今後の手続きにおける事業計画の検討に当たっては、いただいたご意見も踏まえて現地調査を実施し、現地調査の結果に基づき風力発電機の配置等を検討し、「氷上山」からの眺望及び「氷上山」を望む眺望への配慮に努めます。眺望景観への具体的な配慮の内容及びフォトモンタージュについては準備書においてお示しいたします。 |

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|-----------------|-----|---------|---------|--|--|
| 22 | 景観 | | 三宅委員 | | 陸前高田市は景観行政団体である。陸前高田市と事前協議が求められる。特に献花台（防潮堤）から陸側を見た時にふるさとの神様（氷上山）に抱かれ守られている景観に、本事業計画では風車群を建設（視認可能）することになるので、地元の同意が必要と推測する。また、氷上山はジオサイトでもあり、そこへの風車設置は視対象として重大な景観変化を引き起こす。山々の稜線を含めたリアス式海岸の自然美の価値を損なわない計画、配置が必要である。 | 配慮書では計画の熟度が高まっていないことから、景観に特化した協議を実施しておりません。なお、陸前高田市より、今後の手続きにおいて「高田松原津波復興記念公園」、「氷上山」からの眺望について確認したいとお話をいただいております。そのため、事業計画を具体化していくに当たり、陸前高田市景観計画に定める目標に沿った計画となるよう配慮いたします。また、住民説明会を実施すること等により、地元の皆様のご理解を得られるよう努めます。 |
| 23 | 景観 | | 高橋調査員 | 300-304 | 陸前高田市街や大船渡市街からの眺望を確実に損ねるだろう。特に高田松原は東日本大震災の慰霊の場所であり、眺望の損失は不敬と考える。 | 陸前高田市街、大船渡市街からの眺望及び、東日本大震災の慰霊の場所である高田松原からの眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めます。 |
| 24 | 景観 | | 鈴木委員 | 304 | 東日本大震災によって甚大な被害をこうむり、未だ復興途上にある地域住民にとっては、日常生活圏から見る氷上山の姿そのものが、「ふるさとの景観」を構成するきわめて重要な要素である。事業者は、本事業が公共財としての景観の価値を毀損する恐れがあり、社会的に許容される範囲を超える可能性があることを認識すべきである。今後の環境影響評価プロセスにおいて、景観への影響に関してできる限りの調査を行い、最大限の配慮を行うことを要望する。方法書の段階で、各眺望点及び主要公共施設からのフォトモンタージュを作成した上で、それぞれの場所において訪問者に対してアンケートを取る、またインターネット上で縦覧して意見を求めるなど、十分な調査を行い、それらの結果を準備書に記述することを求めたい。 | 地元住民の方より「陸前高田市側からの『氷上山』の眺望が気になる」とのご要望をいただいております。そのため、早期の段階から代表地点におけるフォトモンタージュを作成し、住民説明会でお示しする予定です。今後の手続きにおいて、地元住民の皆様からいただいたご意見を踏まえた上で景観への影響に関して調査を実施し、フォトモンタージュを作成いたします。その結果を踏まえた上で事業計画を検討いたします。これらの結果は準備書においてお示しいたします。 |
| 25 | 人と自然との触れ合いの活動の場 | | 伊藤(歩)委員 | 308 | 頁の最後に「・・・、適切な環境保全策を講じる。」と記述されていますが、例えば「氷上山」に対する具体的な保全方法について説明していただきたい。 | 「氷上山」については、文献その他の資料調査により山頂や社、登山コースの位置を確認しております。なお、今後の手続きにおいて実施する現地調査では、具体的に山中のどの場所でのどのような活動が行われているかを具体的に把握するとともに、それらの活動を支える環境についても把握に努め、山中で行われている人と自然との触れ合いの活動を極力阻害しない事業計画とするよう「事業の実施に伴う土地の改変は最小限にとどめ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している範囲には極力改変が及ばない計画とする」等の環境保全措置を検討する方針です。 |
| 26 | 人と自然との触れ合いの活動の場 | | 永幡委員 | | 風力発電施設の稼働による騒音は、人と自然との触れ合いの活動の場の静穏性を改変する可能性がある。音の特性を考慮すれば、音の到達範囲は、事業による直接的な改変が生じる可能性がある、と評価すべきである。方法書においては、このことを十分に踏まえ、施設稼働後に、人と自然との触れ合いの活動の場における静穏性が十分に保たれるか否かを適切に評価する方法をご提案いただきたい。 | 今後の手続きにおいて、具体的に各主要な人と自然との触れ合いの活動の場のどの場所でのどのような活動が行われ、どのような環境が必要とされているかの把握に努めます。また、併せて本事業の実施により、各地点で実施されている人と自然との触れ合いの活動にどのような影響が生じる可能性があるか、音の変化による影響も含め評価する手法を検討いたします。 |

| No. | 区分① | 区分② | 委員名 | 図書頁 | 質問・意見 | 事業者回答 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|

(事務局補足情報)

| No. | 区分 | | 関係課 | 図書頁 | 補足情報 | |
|-----|-----|--|-----------|---------|---|--|
| 1 | 水環境 | | 県民くらしの安全課 | 153-154 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域内および周辺に存在する水道事業や簡易給水施設の水源（大船渡市上水道 第1水源（表流水）、佐野地区簡易給水施設 佐野水源（表流水））について、工事により水源の水質に影響を及ぼさないよう配慮する必要があること。 ・特に、大船渡市上水道第1水源は想定区域内に位置しているため、事業の施工に当たって水道事業者と事前に協議する等、水道事業への影響が生じないよう十分な配慮が必要であること。 ・陸前高田市内の簡易水道は、令和3年度より統合され、全て上水道となっていること。 | |

【別添資料 NO.1】保安林の国有林・民有林の区別

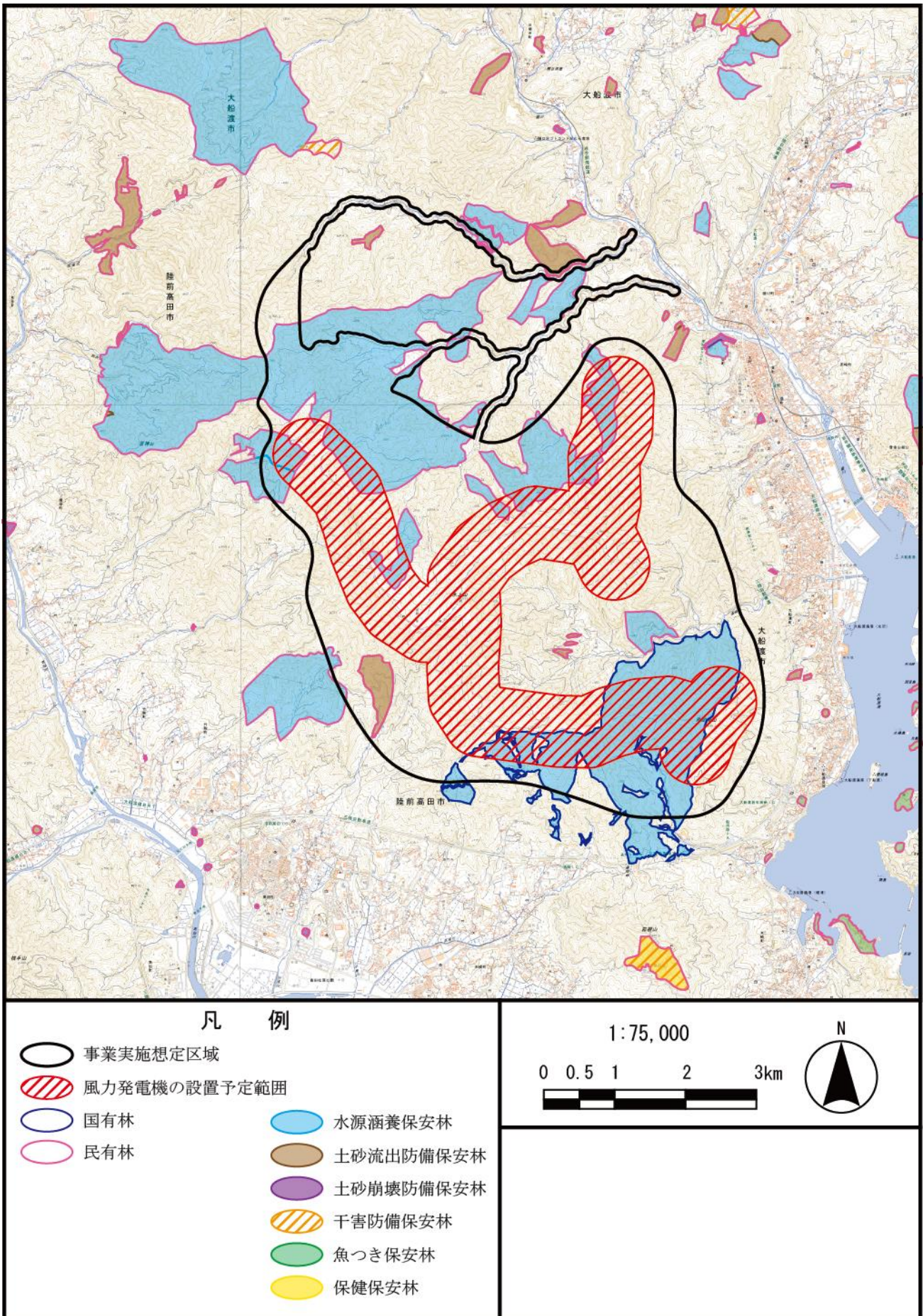


図1 保安林の国有林・民有林の区別